

---

米子新体育館整備等に関する  
PPP/PFI 手法導入可能性調査業務  
報 告 書

令和 4 年 3 月

米子市

米子新体育館整備等に関する PPP/PFI 手法導入可能性調査業務  
建設技術研究所・清水設計共同企業体

---

---

## 目次

1. 本調査の概要 .....	1
1-1 調査の目的 .....	1
1-2 自治体の概要 .....	1
(1) 地理的条件 .....	1
(2) 社会的条件（人口等） .....	1
1-3 事業発案に至った経緯・課題 .....	3
(1) 自治体が抱えている課題 .....	3
(2) 上位計画との関連性 .....	3
(3) 上記課題への対策としてこれまで実施している施策や調査等 .....	4
(4) 当該事業の発案経緯 .....	6
(5) 当該事業の必要性 .....	6
1-4 検討体制の整備 .....	6
(1) 庁内の検討体制 .....	6
(2) 民間の関係者との協力体制 .....	6
2. 本調査の内容 .....	7
2-1 調査の流れ .....	7
3. 事業の前提条件の整理 .....	8
3-1 既存施設及び関連施設の状況（利用状況等）、事業予定地の周辺環境の整理 .	8
(1) 事業予定地 .....	8
(2) 既存施設概要 .....	19
(3) 既存施設の利用状況 .....	24
(4) 既存施設の状況・課題等の整理 .....	25
(5) 事業予定地周辺環境の整理 .....	26
(6) 関連施設の状況（利用状況等） .....	27
3-2 関連施設の状況整理 .....	32
(1) 県営東山水泳場 .....	32
(2) 米子市民球場 .....	34

---

---

(3) 東山陸上競技場 .....	36
(4) 東山庭球場.....	37
(5) 東山球技場.....	38
(6) 東山スポーツ広場.....	39
(7) 市営弓道場.....	40
(8) 東山体育館.....	41
(9) 湊山体育館.....	42
(10) 住吉体育館.....	43
(11) 加茂体育館.....	44
(12) 福米体育館.....	45
(13) 福生体育館.....	46
(14) 弓ヶ浜体育館 .....	47
(15) 美保体育館.....	48
(16) 南部体育館.....	49
(17) 箕蚊屋体育館 .....	50
(18) 淀江体育館.....	51
(19) 皆生市民プール .....	52
(20) 淀江球場 .....	54
(21) 淀江スポーツ広場.....	55
(22) 加茂庭球場.....	56
(23) 淀江庭球場.....	57
(24) 湊山庭球場.....	58
(25) 日野川運動公園(日野川桜つつみ公園を含む) .....	59
(26) 日野川堰運動広場.....	60
(27) 大和運動公園広場.....	61
(28) 河崎公園スポーツ広場.....	62
3-3 本事業に関するこれまでの検討内容の確認 .....	63
(1) 基本コンセプト .....	63
(2) 施設構成と機能 .....	63
(3) 施設基本計画 .....	66
(4) 施設整備において配慮すべき事項.....	66
3-4 PPP/PFI 手法による事業化に向けた条件・検討課題の検討.....	68
(1) 利用形態を踏まえた施設機能の検討 .....	68
(2) 利用料金の設定 .....	68
(3) 管理範囲の検討 .....	69
4. PPP/PFI 手法に関する検討.....	70

---

---

4-1 事業方式・事業形態・事業期間の検討 .....	70
(1) 事業方式の検討 .....	70
(2) 事業形態の検討 .....	73
(3) 事業期間の検討 .....	74
4-2 業務範囲の検討 .....	76
(1) 業務範囲の整理 .....	76
(2) 対象施設の整理 .....	77
(3) 東山公園での Park-PFI 事業の可能性 .....	78
4-3 他都道府県での同種事業事例の収集・整理 .....	79
(1) PFI 手法の事例 .....	79
(2) DBO/DB 方式の事例 .....	88
(3) PPP 手法の事例 .....	91
(4) 民間事業者等が整備、運営しているローコスト手法によるアリーナの事例 .....	93
4-4 縣市共同整備に向けた発注手法（方法）の検討 .....	94
(1) 共同処理制度の概要 .....	94
(2) 複数自治体における共同整備事例 .....	97
(3) 想定発注手法の検討 .....	99
4-5 ローコスト手法でのアリーナ整備の検討 .....	100
4-6 推奨スキームの設定 .....	101
(1) 事業手法の評価 .....	101
(2) まとめ（推奨事業スキーム） .....	104
5. 民間事業者（地元事業者を含む）の参入可能性等調査（マーケット サウンディング） .....	105
5-1 調査概要 .....	105
5-2 調査結果 .....	106
(1) 回答結果 .....	106
(2) 調査結果の概要 .....	107
5-3 整備計画及び想定手法等の整理（民間収益事業や駐車場有料化含む） .....	110
5-4 事業化に向けた条件・課題の整理 .....	110

---

---

5-5 参画意向の把握（書類送付によるアンケート調査を実施の上、参画意向が高い事業者へのヒアリング実施） .....	111
<b>6. PPP/PFI 手法導入可能性の評価 .....</b>	<b>112</b>
6-1 民間事業者サウンディング結果の精査 .....	112
6-2 従来手法と PPP/PFI 手法との定量比較評価（VFM評価） .....	112
(1) 従来方式での事業費の算定 .....	112
(2) PFI 手法 BTO 方式での事業費の算定 .....	115
(3) DBO 方式での事業費の算定 .....	118
6-3 定性的評価 .....	121
(1) 民間ノウハウの活用 .....	121
(2) リスク負担 .....	121
(3) 参入可能性 .....	122
(4) 手続き等 .....	122
6-4 PPP/PFI 手法による事業実施に向けた総合的評価、検討課題の整理 .....	122
(1) 総合的評価 .....	122
(2) 今後の課題 .....	123

---

---

## 1. 本調査の概要

### 1-1 調査の目的

米子市（以下「市」という。）及び鳥取県（以下「県」という。）において、米子市民体育館（以下「市民体育館」という。）、県立米子産業体育館（以下「米子産業体育館」という。）、米子市営武道館（以下「市営武道館」という。）の3施設（以下「既存施設」という。）を統廃合し、新たに整備を検討している米子新体育館（以下「新体育館」という。）について、策定済の「鳥取県・米子市新体育館整備基本計画（以下「基本計画」という。）をもとに、新体育館の整備・運営について、民間の資金、経営能力等を活用する PPP/PFI 手法の導入可能性調査を実施する。

また、新体育館と併せ、表 3-13 (p.22) に記載の米子市東山公園内の体育施設及びその他の米子市内の体育施設全般（以下「関連施設」という。）の一体管理についても調査を実施することで、中心市街地に近接する都市公園である東山公園の活性化に向けた検討を行うとともに、市内の体育施設の適切な管理のあり方を把握する。

### 1-2 自治体の概要

#### (1) 地理的条件

鳥取県は、北は日本海に面し、鳥取砂丘をはじめとする白砂青松の海岸線が続き、南には、中国地方の最高峰・大山をはじめ、中国山地の山々が連なっている。山地の多い地形ながら、三つの河川の流域に平野が形成され、それぞれ鳥取市、倉吉市、米子市が流域の中心都市として発達している。気候は比較的温暖で、春から秋は好天が多く、冬には降雪もあるなど、四季の移り変わりは鮮やかである。また、台風などの自然災害が少なく、気候条件に恵まれている。

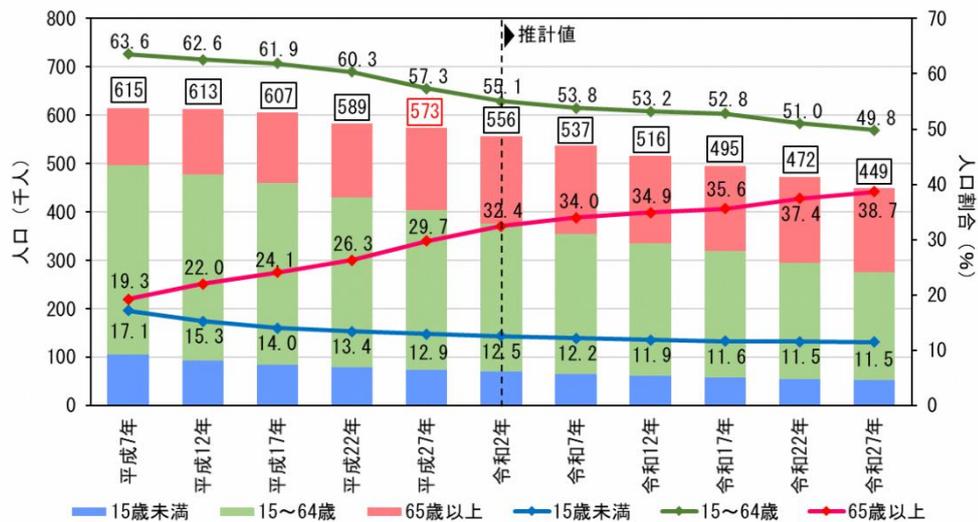
鳥取県の中心都市のひとつである米子市は、鳥取県の西部、山陰のほぼ中央に位置し、南東に大山、北に日本海、西にコハクチョウ渡来南限地でラムサール条約登録の中海を有する、豊かな自然環境に恵まれた街である。市の大半は平坦な地形で、東にある標高 751.4m の孝霊山とそれに連なる大山の山すそ、また南部に標高 100m 程度の山が点在する程度である。その一帯には、大山や中国山地に源を発する日野川のほか、法勝寺川、佐陀川、宇田川などが流れ、日本海へと注いでいる。古くから地域の交通結節点・宿泊拠点、人の行き来が盛んな「山陰の商都」として栄え、現在では山陰を代表する商都にふさわしく、高速道路と鉄道の陸路が整備され、空路と海路を有する境港市と隣接する便利なアクセス環境から、山陰の玄関口となっている。

#### (2) 社会的条件（人口等）

鳥取県の人口は、平成 27 年までの国勢調査によると年々減少傾向にあり、平成 27 年の調査時点では約 57.3 万人となっている（図 1-1）。年齢別人口割合は、年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15～64 歳）は年々減少し、一方で老年人口（65 歳以上）は年々増加しており、少子高齢化の傾向が見られる。また、国立社会保障・人口問題研究所が推計し公表した将来人口推計によれば、平成 27 年以降も人口減少・少子高齢化が進み、令和 27 年の人口総数は平成 27 年に対し 78%まで減少し、老年人口は総人口の 38.7%を占める予測となっている。

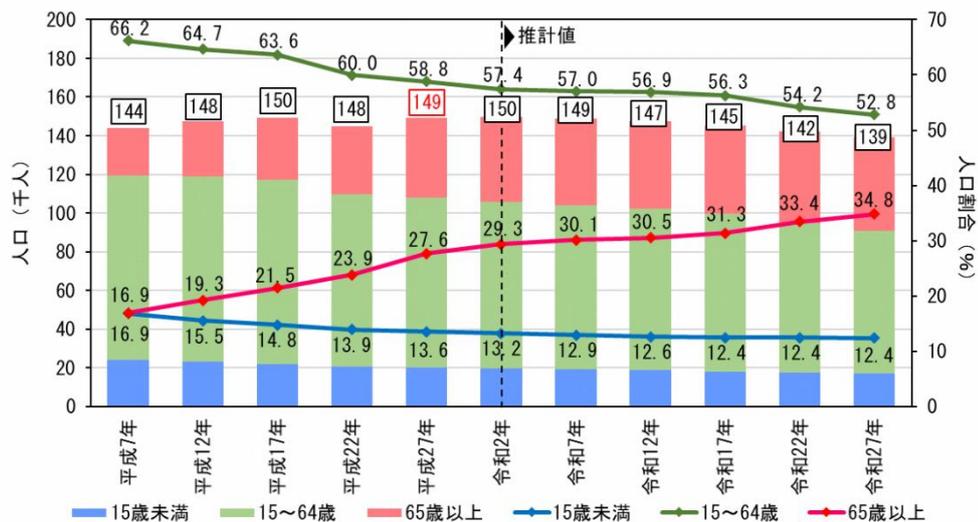
また、米子市の人口は、平成 17 年 3 月、旧米子市と旧淀江町が合併し現米子市となつてから約 15 万人を維持している（図 1-2）。県と同様に、将来の人口減少・少子高齢化が予測されているが、県全体に比較すると減少幅は小さく、令和 27 年の人口総数は平成 27 年に対し 93%までの減少にとどまるとされている。

県・市ともに今後人口が減少していく状況の中で、地方創生総合戦略を策定し、人口減に歯止めをかけ、活力を維持していく取り組みとして、スポーツを通じた地域の活性化も施策として掲げている。



出典：平成 27 年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口」

図 1-1 鳥取県の人口推移



出典：平成 27 年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口」

図 1-2 米子市の人口推移

---

## 1-3 事業発案に至った経緯・課題

### (1) 自治体が抱えている課題

県・市において、それぞれ「スポーツ推進計画」を策定し、「誰もがスポーツに親しむことのできる環境づくり」や「スポーツを通じた地域の活性化」等を図っていくこととしている。

しかし、スポーツ振興の舞台となる体育施設は昭和の時代に整備されたものが多く、特に米子市においては、昭和 44 年に建築され、半世紀に渡り屋内スポーツ施設の拠点として親しまれてきた市民体育館の老朽化に伴う改修時期が迫り、今後の整備のあり方が課題となっている。

また、市民体育館の位置する都市公園である東山公園は、中心市街地から徒歩圏内で、多くの体育施設が集積し、園内に JR 駅が所在しているなど、賑わいの拠点となり得るポテンシャルを有しており、魅力向上による地域の活性化に向けた検討が必要である。

### (2) 上位計画との関連性

#### 1) 県・市の公共施設等総合管理計画上の位置づけ

県・市では、人口減少や高齢化の進行等に伴い財政状況が厳しさを増していく中で、その負担を軽減するため、公共施設等総合管理計画を策定し、施設の総量抑制を進めている。

県では「鳥取県公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月【平成 30 年 10 月改定】）」を策定し、平成 28 年から令和 7 年までの 10 年間の計画の中で、体育施設を含む公共建築物について、「保有総量の最適化」、「効率的な利用」、「長寿命化・維持管理費の抑制」の 3 本の柱を基本的な方針として、施設の統合・廃止や市町村との連携といった具体的な取組みを進めている。

市では、「米子市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月【平成 30 年 6 月改定】）」を策定し、公共施設等の最適な配置を実現し、時代に即したまちづくりを推進しており、公共建築物の延床面積を今後 40 年間の令和 37 年までに、20%削減すること、また、計画期間内（平成 28 年度～令和 7 年度までの 10 年間）において、5%削減を目標としている。また、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針等では、民間事業者との連携として、多様な PPP/PFI 手法導入による公民連携を推進し、民間事業者の持つノウハウや資金を活用することにより、公共施設等の整備・更新・維持管理・運営等をより効果的かつ効率的に行うことを検討し、財政負担の軽減及び市民サービスの向上を図ることとしている。

本事業において、県西部地域における中心的なスポーツ施設である米子産業体育館、市民体育館、市営武道館の 3 施設を集約することで、県・市における公共建築物の延床面積や維持管理コストの抑制が期待される。

#### 2) 県・市のスポーツ推進計画上の位置づけ

県・市では、今後のスポーツ推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、国のスポーツ基本計画を参酌し、県民・市民のスポーツに対するニーズや実態に即した

「鳥取県スポーツ推進計画（前期：平成 26 年 3 月、後期：平成 31 年 3 月）」、「米子市スポーツ推進計画（平成 29 年 3 月）」を策定している。

県では「スポーツでつむぐ絆と輝く未来、元気いっぱいの鳥取県！」を基本コンセプトとし、「県民まるごとスポーツ参加」、「誰もがスポーツに親しむ環境づくり」、「輝くスポーツ人材の育成」、「スポーツによる地域の活性化」を主要施策の 4 つの柱としている。

市では「すべての市民がスポーツに親しみ、健康で豊かに暮らせるまち『よなご』」を基本理念に、「個々の適性や目的に応じたスポーツ活動の充実」、「スポーツ活動によるコミュニティづくりと地域振興」、「スポーツ環境の充実」を重点的に取り組む基本方針としている。このように、県・市双方で、全ての人がライフステージに応じたスポーツ活動に取組み、スポーツを通じた様々な人々との交流促進や地域の活性化に向けた取組みを進めている。

本事業において、スポーツ環境の充実の観点より、安全・安心にスポーツ施設等を利用してもらうため、バリアフリー化を充実させるとともに、プロスポーツなどの高い競技レベルの実施が可能な拠点施設を新たに整備することにより、県西部地域のスポーツ振興に大きな役割を果たすことが期待される。

### (3) 上記課題への対策としてこれまで実施している施策や調査等

市民体育館のあり方について、これまで実施している検討調査は以下のとおりである。

年度	検討内容
平成 29 年度以前	・老朽化し耐震性に問題のある市民体育館の再整備方針について検討。 総合施設管理計画においては、市民体育館について施設の耐震基準を満たすための耐震化の方向とした。
平成 29 年度	・「地方公共団体等における PPP/PFI 手法優先的検討運用に関する調査支援業務」実施。 市民体育館の再整備に関し、簡易な検討を実施し、改修の方向性となっていた市民体育館について、DB+指定管理、PFI 事業（RO 方式）のパターンを検討した。
令和元年度	・「鳥取県・米子市政策連携懇談会」において、市民体育館の再整備について、同様の大規模体育館である米子産業体育館と併せてその在り方検討を行うことを市から提案。 ・県・市の関連部局で組織する「鳥取県・米子市体育施設あり方検討協議会」開催。 米子産業体育館、市民体育館、市営武道館を統廃合し、東山公園内に新体育館を県・市共同で整備することに合意した。
令和 2 年度	・新体育館整備に係る基本計画策定の検討機関として、有識者で組織する「鳥取県・米子市新体育館整備検討委員会」開催。
令和 3 年度	「鳥取県・米子市新体育館整備基本計画」策定。

## 1) 「鳥取県・米子市の体育施設の在り方検討協議会」での検討

県においても、体育施設を含む公共建築物について「保有総量の最適化」、「効率的な利用」、「長寿命化・維持管理費の抑制」を基本的な方針として、施設の統合・廃止や市町村との連携といった具体的な取組みを進めており、米子市に位置する大規模体育館である米子産業体育館について、市民体育館と併せてその在り方について協議するため、令和元年8月に「鳥取県・米子市の体育施設の在り方検討協議会」が設置された。

検討の結果、2つの大規模体育館に市営武道館を加えた3施設を統廃合し、米子産業体育館及び市営武道館を廃止するとともに、東山公園内に新体育館を共同整備する方向性とした。

## 2) 鳥取県・米子市新体育館整備基本計画上の位置づけ

県・市では、「鳥取県・米子市新体育館整備基本計画（令和3年4月）」（以下「本検討」という。）を策定した。

本計画は、県・市が連携することにより、単独の自治体のみでは整備できない機能・規模を有する県西部地域のスポーツ拠点として新体育館を整備し、多様なニーズに柔軟に対応し、地域活性化に資する施設とすることを目指すものである。

本計画では、新体育館の整備場所、施設構成と機能を定め、以下に示すとおり新体育館の整備を進めることとしている。

年度	内容
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本計画の策定・公表（4月）</li><li>・基本計画に基づく PPP/PFI 手法導入可能性調査の実施（外部委託）</li><li>・ PPP/PFI 手法導入可能性調査完了⇒整備手法の決定</li><li>・調査結果の議会報告</li></ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・整備事業者選定公募のための実施方針策定に着手 ⇒公募に係る諸条件を整理するため、金融、法務、技術等の専門知識を有する者とアドバイザー業務委託契約（令和4年度～令和6年度）を締結する予定</li><li>・実施方針案を策定</li><li>・実施方針案を議会報告⇒実施方針策定</li></ul>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・整備事業者の公募開始⇒応募締切⇒内容審査⇒事業者決定・契約</li><li>・市民体育館の除却⇒新体育館の建設着手</li></ul>
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・新体育館竣工・供用開始</li></ul>
令和9年度以降	<ul style="list-style-type: none"><li>・米子産業体育館、市営武道館の廃止</li></ul>

---

#### (4) 当該事業の発案経緯

市民体育館の老朽化が進み、再整備のあり方を検討する中で、同市内に類似施設である米子産業体育館を持つ県と協議を重ねた結果、施設再編に向けた方針が一致したことから、県・市で新体育館を共同整備することとなった。

#### (5) 当該事業の必要性

本事業において、米子市内に立地する鳥取県西部地域における中心的なスポーツ施設である米子産業体育館、市民体育館、市営武道館の3施設を集約することは、県・市における公共建築物の延床面積や維持管理コストの抑制に大きな影響があり、計画の目標達成に寄与するものであり、また、バリアフリー化を充実させるとともに、プロスポーツなどの高い競技レベルの実施が可能な拠点施設を新たに整備することにより、スポーツ振興に大きな役割を果たすことができる。

また、本事業は、県・市が共同で進めるものであり、管理者の異なる同種同規模の施設が同じ地域に立地する状況は全国的に多くあると考えられ、連携して課題解決に取り組む本事業は、他の地方公共団体においても参考になると考えられる。

### 1-4 検討体制の整備

#### (1) 庁内の検討体制

市では、スポーツ施設を所管するスポーツ振興課と行政改革部門である調査課が中心となり事業を進めている。特に、事業に係る予算の確保や業務の執行、県との調整に関してはスポーツ振興課、市内部での調整は調査課が主体となっている。

県では、PPP/PFI手法の導入に向けた検討段階は行政改革部門である資産活用推進課が主体となって事業を進め、整備手法の決定後はスポーツ部門を担当するスポーツ課が役割を引き継ぐこととなっている。

新体育館整備は、県・市の共同事業であり、お互いに密に連携を取りながら、基本的に全ての事項について双方の合意形成を行った上で、物事を前に進めている。

#### (2) 民間の関係者との協力体制

新体育館の整備基本計画策定に当たっては、高等教育機関の専門家や競技団体、地元代表者で構成された検討委員会を組織するとともに、委員会に参画していない競技団体からも意見聴取しながら計画の策定を行った。

競技団体は新体育館を含む市内のスポーツ施設利用者の中心となることから、今後も継続的に意見を伺いながら、利便性の向上につなげていくことが必要である。

## 2. 本調査の内容

### 2-1 調査の流れ

本調査は、以下の手順で実施する。

調査フロー	調査内容
○ 事業の前提条件整理	・本事業に関するこれまでの検討内容確認 ・新体育館及び関連施設の状況整理（マーケットサウンディングに向けて施設ごとの簡易なインフォメーションパッケージ作成）等
○ PPP/PFI 手法に関する検討	・事業方式、事業形態、事業期間の検討 ・管理対象施設の範囲含む業務範囲の検討等
○ 民間事業者の参入可能性等調査（マーケットサウンディング）	・民間収益事業や駐車場有料化含む整備計画及び想定手法等の整理 ・書類送付によるアンケート調査を実施後、参画意向の高い事業者へのヒアリング実施による参画意向の把握 等
○ PPP/PFI 手法導入可能性の評価	・マーケットサウンディングの結果を踏まえ、選択可能な民間活用の手法を絞り込み、想定される期間を設定の上、VFM の算定を実施
○ 成果の取りまとめ ○ 完了実績報告書の作成	

### 3. 事業の前提条件の整理

#### 3-1 既存施設及び関連施設の状況（利用状況等）、事業予定地の周辺環境の整理

##### (1) 事業予定地

##### 1) 敷地条件

新体育館は、米子市東山公園内（現市民体育館、補助グラウンド所在エリア）に整備を予定している（位置は図 3-2 を参照）。東山公園は、「JR 東山公園駅」が敷地内に立地し、「JR 米子駅」とも約 1.1 km の距離に位置するため、集客に向けた仕組みが構築しやすい（位置は図 3-1 を参照）。また、東山公園は都市公園であり、公園内には複数の運動施設が集約している。

東山公園の概要を表 3-1 に示すとともに、新体育館整備予定地周辺の敷地状況を正確に把握するために実施した測量結果を図 3-3~3-7 に示す。

表 3-1 東山公園の概要

所在地	米子市東山町地内
公園面積	241,581 m <sup>2</sup>
土地所有者	米子市
用途地域	第 1 種中高層住居専用地域
建ぺい率	60%（都市計画公園：10%）
容積率	200%
日影規制	制限あり 高さが 10m を超える建築物
防火地域	指定なし
地域・地区	都市計画公園内 人口集中地区界 22 条地域
接道条件	市道：東山公園線から昭和町東福原線に接道
インフラ整備状況	上水・下水・電気・光通信
交通アクセス	・「JR 東山公園駅」が公園敷地内に所在 ・「JR 米子駅」から 1.1km
その他	・ 想定浸水高 0.5m 未満～ 3.0m （公園内の東山体育館は緊急避難場所に指定：0.5m 未満） ・ 島根原子力発電所から 30km 圏外 ・ 土砂災害警戒区域等の指定一部あり （新体育館整備エリア周辺にはなし） ・ 保安林の指定一部あり （新体育館整備エリア周辺にはなし）



図 3-1 東山公園及び整備予定地の位置図

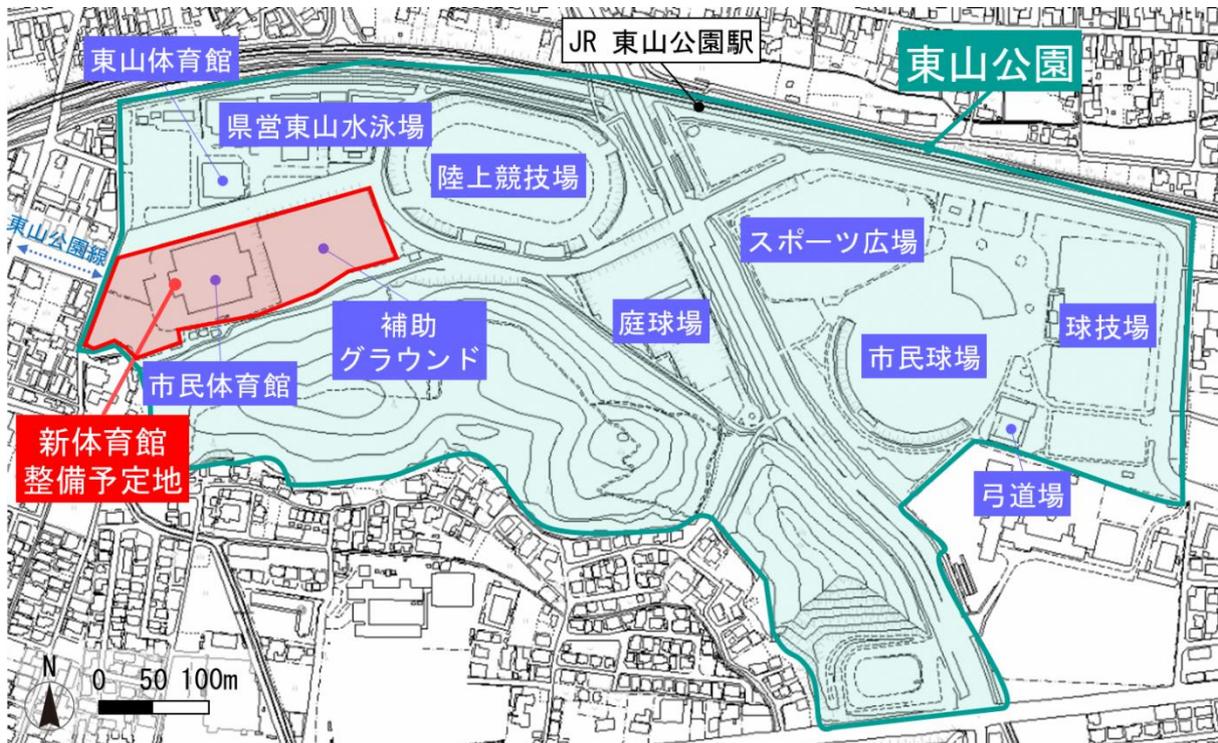


図 3-2 東山公園及び整備予定地の区域図

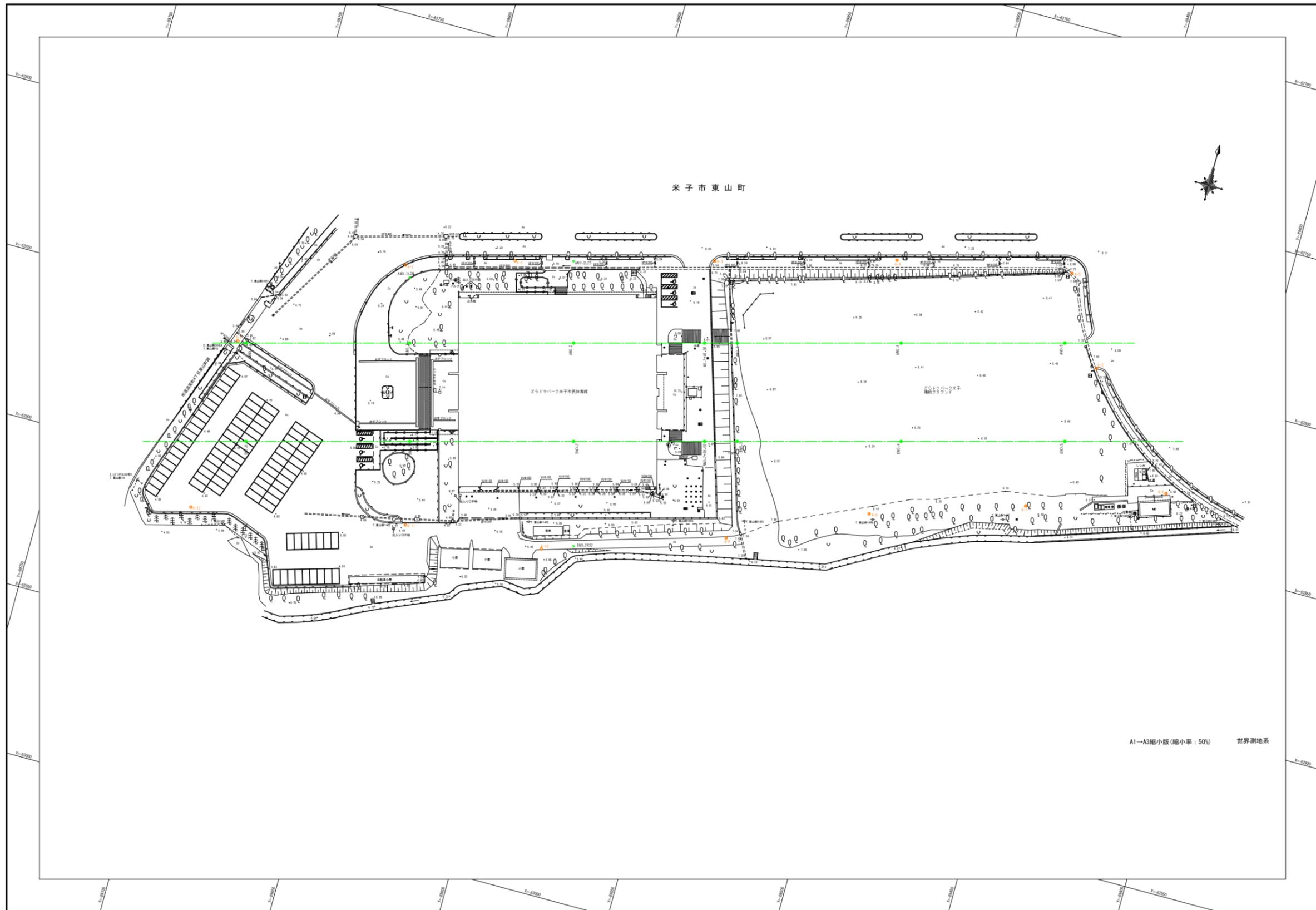
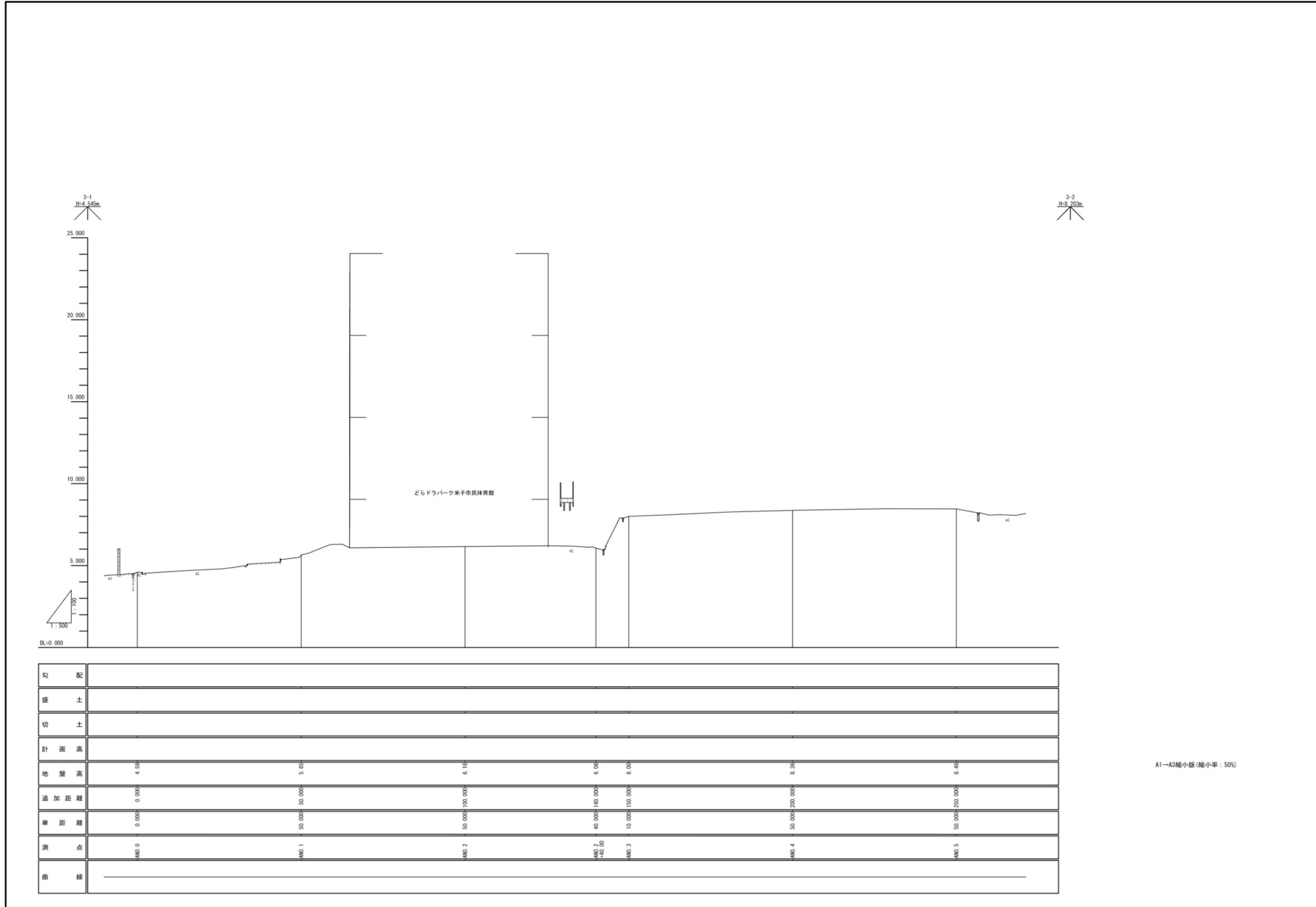


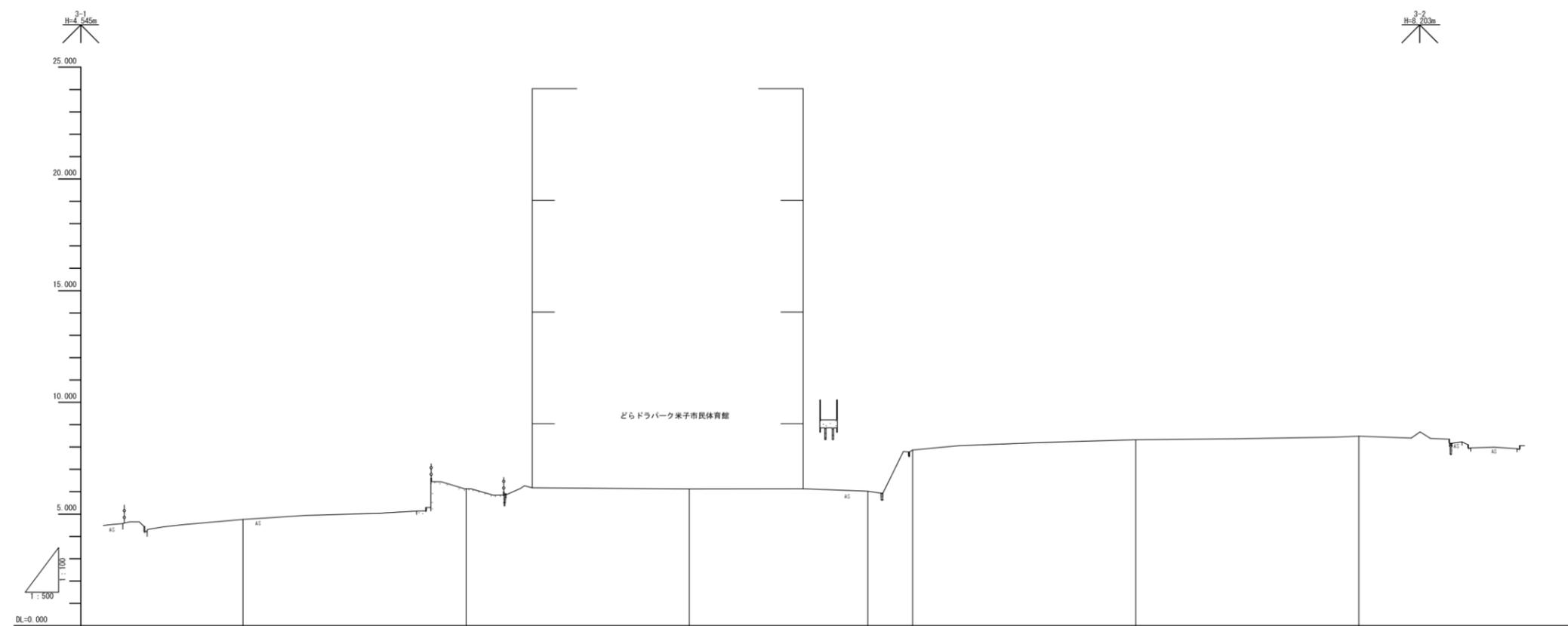
図 3-3 整備予定地周辺平面図 (縮尺 1:500)



A1-A3縮小版(縮小率: 50%)

図 3-4 A 路線図断面図 (縮尺 V=1:100 H=1:500)

A1-A3種小坂(縮小率: 50%)



勾配								
盛土								
切土								
計画高								
地盤高		4.76	6.13	6.12	6.02	7.86	8.33	8.48
追加距離	0.000	50.000	100.000	140.000	150.000	200.000	250.000	
単距離	0.000	50.000	50.000	40.000	10.000	50.000	50.000	
測点	BNO.0	BNO.1	BNO.2	BNO.2 +40.00	BNO.3	BNO.4	BNO.5	
曲線	—————							

図 3-5 B 路線図断面図 (縮尺 V=1:100 H=1:500)

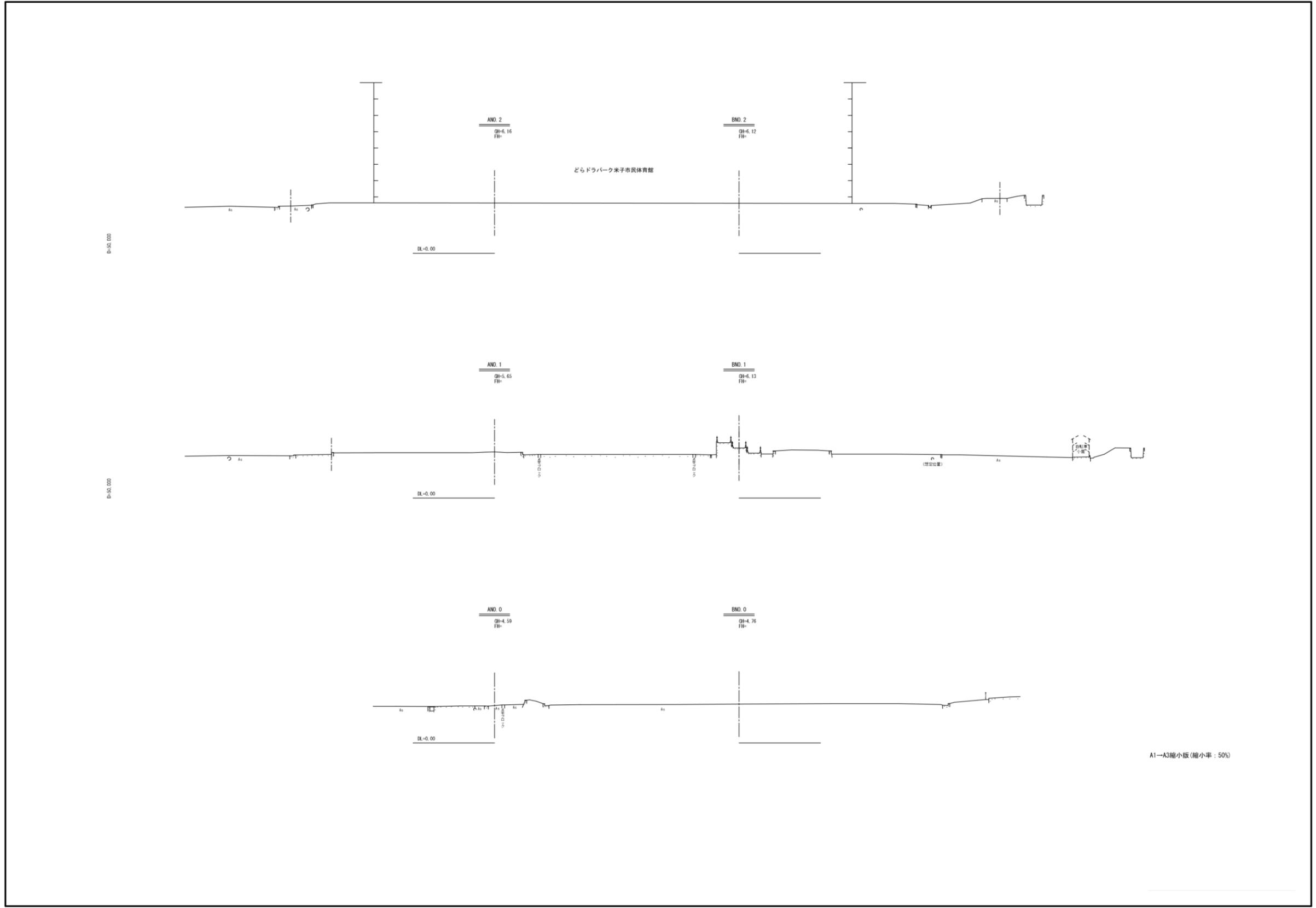


図 3-6 NO.0~2 横断面図 (縮尺 1:200)

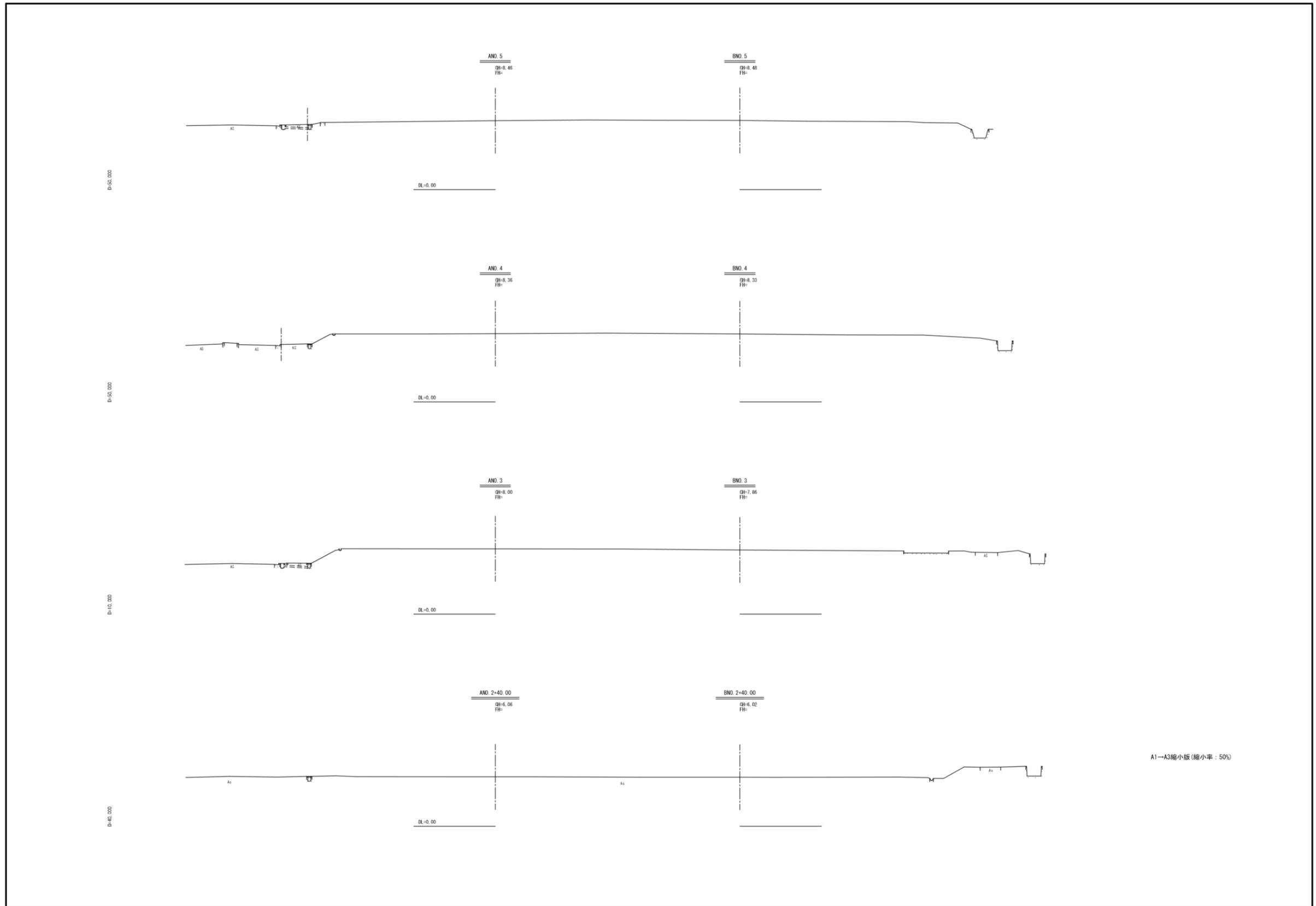


图 3-7 NO.2+40.00~5 横断面图 (縮尺 1:200)

## 2) 東山公園内の建蔽率、運動施設率

東山公園内の既存施設の一覧は表 3-2、運動施設の敷地面積は表 3-3 のとおりである。

表 3-2 東山公園の建築面積一覧

施設種類	設置場所	棟数	面積(m <sup>2</sup> )	一般施設	特例施設					
					休養施設	運動施設	教養施設	備蓄倉庫等	古墳等	屋根付広場等
便所	(補助グラウンド横)	1	36.00	36.00						
	(テニスコート)多機能型	1	38.22	38.22						
	(スポーツ広場横)車椅子対応	1	43.98	43.98						
	(駅舎内)車椅子対応	1	50.27	50.27						
	(弓道場横)車椅子対応	1	30.68	30.68						
	(合宿所横)車椅子対応	1	30.85	30.85						
観覧席	(市民球場)	1	6,472.66			6,472.66				
	(陸上競技場)	1	569.53			569.53				
	〃	1	444.35			444.35				
	(球技場)	1	188.20			188.20				
バックスクリーン	(市民球場)	1	114.22			114.22				
本部席	(テニスコート)	1	24.00			24.00				
更衣室・倉庫	〃	1	58.32			58.32				
体育館	市民体育館	1	4,261.09			4,261.09				
	東山体育館	1	1,111.48			1,111.48				
水泳場	東山水泳場	1	2,970.68			2,970.68				
弓道場	市営弓道場	1	608.46			608.46				
備蓄倉庫	東山水泳場横	1	48.00				48.00			
合宿所	旧東山公園合宿所	1	216.29	216.29						
計		19	17,317.28	446.29	0.00	16,822.99	0.00	48.00	0.00	0.00
建ぺい率			7.17	0.18	0.00	6.96	0.00	0.02	0.00	0.00
						6.98				

表 3-3 東山公園の運動施設の敷地面積

施設	敷地面積 (m <sup>2</sup> )
市民体育館	8,657
東山体育館	2,067
陸上競技場	25,736
補助グラウンド	7,956
庭球場	11,890
市民広場	22,157
スポーツ広場	14,903
球技場	13,853
弓道場	1,481
東山水泳場	11,024
計	119,724
公園全体敷地面積	241,581
運動施設率	49.6%

都市公園条例第2条の4第1項により、公園施設の建蔽率は原則2%とされているが、同条第2項において、以下の公園施設は、2%を超過できるとされている。

①休養施設・運動施設・教養施設・備蓄倉庫等の災害応急対策施設 ⇒ +10%
②休養施設・教養施設のうち、次に示す施設 ⇒ +20% (①の+10%を含む)
・文化財保護法による国宝、重要文化財、登録有形文化財
・景観法による景観重要建造物
・市文化財保護条例による市指定有形文化財等
③屋根付広場等、高い開放性を有する建築物等 ⇒ +10%
④仮設公園施設 (3か月を限度、①～③の建築物を除く) ⇒ +2%

現状の東山公園において、一般施設の整備可能建築面積は、残り 4,385 m<sup>2</sup>、運動施設の整備可能建築面積は残り 7,287 m<sup>2</sup>である。市民体育館を除く特例施設の面積は、12,610 m<sup>2</sup>であり、新体育館整備の許容建築面積は 11,548 m<sup>2</sup>となる。

施設類型	公園全体敷地面積 ①	許容建築面積上限②	現状③	残り (②-③)
一般施設	241,581 m <sup>2</sup>	4,831 m <sup>2</sup> (241,581 m <sup>2</sup> ×2/100)	446 m <sup>2</sup>	4,385 m <sup>2</sup>
特例施設 (運動施設等)		24,158 m <sup>2</sup> (241,581 m <sup>2</sup> ×10/100)	16,871 m <sup>2</sup>	7,287 m <sup>2</sup>
市民体育館を除く 特例施設 (運動施設等)			12,610 m <sup>2</sup>	11,548 m <sup>2</sup>

また、都市公園条例第2条の5では、運動施設率（都市公園の運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合）は、100分の50を超えてはならないとされている。

現状の東山公園の運動施設の敷地面積の総計は、119,724 m<sup>2</sup>であり（49.6%）、運動施設敷地面積は、残り 1,067 m<sup>2</sup>である。新体育館整備予定地は、市民体育館敷地と補助グラウンド敷地を想定しており、運動施設敷地面積の上限の範囲内である。

公園全体敷地面積①	運動施設敷地面積上限②	現状③	残 (②-③)
241,581 m <sup>2</sup>	120,791 m <sup>2</sup> (241,581 m <sup>2</sup> ×50/100)	119,724 m <sup>2</sup>	1,067 m <sup>2</sup>

---

### 3) 法規制等

新体育館を整備する上で、遵守すべき主な法令、条例、要綱等を以下に示す。

#### 【法律・条例等】

- 都市計画法、都市公園法
- 建築基準法、建築士法、建設業法
- 消防法
- 駐車場法
- 水道法、下水道法
- ガス事業法、電気事業法
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 警備業法
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、大気汚染防止法
- 騒音規制法、振動規制法
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 障害者基本法、障害者差別解消法
- 労働安全衛生法
- 興行場法
- 文化財保護法
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- スポーツ基本法
- 鳥取県建築基準法施行条例
- 鳥取県景観形成条例
- 鳥取県屋外広告物条例
- 鳥取県スポーツ審議会条例
- 鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例
- 鳥取県福祉のまちづくり条例
- 鳥取県都市公園条例
- 鳥取県興行法施行条例
- 鳥取県食品衛生条例
- 鳥取県文化財保護条例及び施行規則
- 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例
- 米子市都市公園条例及び施行規則
- 米子市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

- 
- 米子市都市計画法施行細則
  - 米子市景観条例及び規則
  - 米子市環境基本条例
  - 米子市水道事業給水条例及び施行規則
  - 米子市下水道条例及び施行規則
  - 米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
  - 米子市個人情報保護条例
  - 米子市情報公開条例
  - 米子市風致地区内における建築物等の規制に関する条例及び施行規則
  - 米子市体育施設条例
  - その他関連法令、条例等

【要綱・基準等】

- 米子市中高層建築物の建築に係る紛争の予防に関する指導要綱
- 公共建築工事標準仕様書
- （建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- 建築物解体工事共通仕様書
- 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- 建築構造設計基準及び同基準の資料
- 建築設計基準及び同解説、建築設備設計基準
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- 建築工事安全施工技術指針
- 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- 建設副産物適正処理推進要綱
- 空気調和・衛生工学便覧
- 公共建築工事積算基準、公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準、公共建築工事数量積算基準、公共建築設備数量積算基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 官庁施設の環境保全性基準、官庁施設の防犯に関する基準
- 構内舗装・排水設計基準
- 石綿障害予防規則
- ガラスを用いた開口部の安全設計指針
- ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- 鳥取県グリーン購入基本方針
- 米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例及び施行規則
- その他の関連要綱及び基準

## (2) 既存施設概要

新体育館に統合する市民体育館、米子産業体育館、市営武道館の3施設の概要を以下に示す。

### 1) 市民体育館

表 3-4 市民体育館の概要

所在地	米子市東山町 106-4		
施設規模	敷地面積：10,103 m <sup>2</sup> 延床面積：6,628 m <sup>2</sup>		
設置	昭和 44 年（1969 年） 築 53 年		
構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造		
階数	2 階建て		
主な諸室	メインアリーナ・会議室		
駐車場	市民体育館周辺：247 台 ※東山公園全体：687 台		
開館時間	9 時～22 時		
休館日	水曜日・祝日の翌日、12 月 29 日～1 月 3 日		
管理運営体制	指定管理者制度を導入		
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 （インターネット及び電話での申し込みは不可） ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定		
施設の状況			
	外観	アリーナ	
			
	エントランス	会議室	

表 3-5 市民体育館の利用料金

項目	区分			使用料	
競技場	専門 使用	入場料金を 徴収しない 場合	アマチュア	中学生以下	1時間につき410円
			スポーツ	一般	1時間につき820円
			アマチュアスポーツ以外		1時間につき13,200円
		入場料金を 徴収する 場合	アマチュア	中学生以下	1時間につき820円
			スポーツ	一般	1時間につき1,650円
			アマチュアスポーツ以外		1時間につき26,400円
	部分使用（半面使用）				専用使用の各金額の半額
	個人 使用	中学生以下			1回につき30円
		高校生以上の学生・生徒			1回につき40円
		一般			1回につき70円
会議室				1時間につき270円	

## 2) 米子産業体育館

表 3-6 米子産業体育館の概要

所在地	米子市東福原 8 丁目 27-1		
敷地規模	敷地面積：20,925 m <sup>2</sup> 延床面積：8,258 m <sup>2</sup>		
設置	昭和 57 年（1982 年） 築 40 年		
構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造		
階数	3 階建て		
主な諸室	大体育館・小体育館・中小会議室・フィットネスルーム		
駐車場	382 台		
開館時間	体育館・会議室	9 時～22 時	
	フィットネスルーム	9 時～20 時	
	キッズルーム	9 時～17 時	
休館日	毎月第 3 水曜日、12 月 29 日～1 月 3 日		
管理運営体制	指定管理者制度を導入		
利用方法	インターネット、電話、窓口予約		
施設の状況			
	外観	メインアリーナ	
			
	サブアリーナ	フィットネスルーム	

表 3-7 米子産業体育館の利用料金

項目	区分	入場料金	使用規模	使用料	
専用使用	大体育館	営利を目的としない場合	徴収しない	全面	1 時間につき 810 円
				2 分の 1 面	1 時間につき 400 円
				3 分の 1 面	1 時間につき 200 円
		営利を目的とする場合	徴収する	全面	1 時間につき 1,620 円
				全面	1 時間につき 28,510 円
					1 時間につき 40,740 円
	小体育館	営利を目的としない場合	徴収しない	全面	1 時間につき 200 円
				徴収する	1 時間につき 300 円
		営利を目的とする場合	徴収しない	全面	1 時間につき 7,210 円
				徴収する	1 時間につき 10,180 円
			徴収する	—	1 時間につき 710 円
				—	1 時間につき 960 円
	中会議室	営利を目的としない場合	徴収しない	—	1 時間につき 1,470 円
				徴収する	1 時間につき 1,980 円
		営利を目的とする場合	徴収しない	—	1 時間につき 250 円
				徴収する	1 時間につき 350 円
小会議室	営利を目的としない場合	徴収しない	—	1 時間につき 560 円	
			徴収する	1 時間につき 710 円	
一般使用	大体育館・小体育館	—	—	1 人 1 回につき 70 円	

注) その他設備の貸出、冷暖房利用に関し、追加で料金が発生する。

### 3) 市営武道館

表 3-8 市営武道館の概要

所在地	米子市糺町 1 丁目 202		
施設規模	敷地面積：1,366 m <sup>2</sup> 延床面積：1,499 m <sup>2</sup>		
設置	昭和 49 年（1974 年） 築 48 年		
構造	鉄筋コンクリート造		
階数	3 階建て		
主な諸室	柔道場・剣道場・大会議室・中会議室・小会議室		
駐車場	鳥取県西部総合事務所駐車場：120 台		
開館時間	9 時～21 時		
休館日	水曜日・祝日の翌日、12 月 29 日～1 月 3 日		
管理運営体制	指定管理者制度を導入		
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 （インターネット及び電話での申し込みは不可） ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定		
施設の状況			
			<p>外観</p> <p>剣道場</p>
			
	<p>武道場</p> <p>シャワー室</p>		

表 3-9 市営武道館の利用料金

区分		使用料
専用使用		1 時間につき 710 円
部分使用		1 時間につき 360 円
個人使用	中学生以下	無料
	高校生以上の学生・生徒	1 回につき70 円
		1 年 (11 回まで) につき700 円
	一般	1 回につき160 円
1 年 (11 回まで) につき1,600 円		

(3) 既存施設の利用状況

既存施設の利用状況を以下に整理する。

1) 市民体育館

表 3-10 市民体育館の利用状況の推移

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
利用件数 (件)	1,090	1,105	1,151	1,241	1,021
利用者数 (人)	39,799	41,448	40,391	43,720	26,680
利用日数 (日)	292	292	291	291	262
利用料 (千円)	4,273	4,282	4,349	4,510	3,043
収入額 (千円)	2,961	3,057	3,105	2,976	2,105

※令和元~2 年度は新型コロナウイルスの影響が含まれる

※利用料及び収入額は税込み

※収入額=利用料-減免額

※平成 28 年から利用料金制導入

2) 米子産業体育館

表 3-11 米子産業体育館の利用状況の推移

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
利用件数 (件)	12,066	11,488	13,658	10,640	12,664
利用者数 (人)	120,982	111,633	134,463	97,666	74,731
利用日数 (日)	347	347	347	339	315
利用料 (千円)	29,702	30,226	30,029	26,852	15,845
収入額 (千円)	27,249	27,224	26,816	23,424	13,758

※令和元~2 年度は新型コロナウイルスの影響が含まれる

※利用料及び収入額は税込み

※収入額=利用料-減免額

※平成 18 年から利用料金制導入

### 3) 市営武道館

表 3-12 市営武道館の利用状況の推移

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
利用件数 (件)	945	1,025	1,055	993	904
利用者数 (人)	18,811	23,839	26,292	23,908	23,105
利用日数 (日)	290	314	291	292	263
利用料 (千円)	1,281	1,534	1,620	1,577	1,438
収入額 (千円)	712	747	802	775	551

※令和元~2年度は新型コロナウイルスの影響が含まれる

※利用料及び収入額は税込み

※収入額＝利用料－減免額

※平成 28 年から利用料金制導入

#### (4) 既存施設の状況・課題等の整理

市民体育館は築 53 年を経過し、耐震基準を満たしていないことに加え、施設の老朽化が進み、大部分の窓の開閉ができず、漏水、更衣室の水道やシャワーの故障、県民・市民等の利用ニーズに対応できないなどの課題が挙げられる。

市民体育館を利用する障がい者の方への配慮として、利用料金免除を導入しているが、設備面において、施設内外でバリアフリー化が十分ではなく、バリアフリースイール等も設置されていない。また 2 階観客席には車椅子用の観客席が設けられておらず、高齢者の方を含め、2 階観客席へのアプローチも困難な現状である。

また、米子産業体育館については、新耐震基準で一部空調設備も導入されているが、築 40 年が経過しており、継続して利用する場合は、長寿命化対策の検討が必要である。

市営武道館については、旧耐震基準建物であり、市民体育館同様、空調設備も未整備である。

こうした課題により、障がい者・車椅子・高齢者等の方へ配慮し、誰でも安全・安心に利用できる新体育館の整備が求められている。

### (5) 事業予定地周辺環境の整理

事業予定地の周辺環境を図 3-8 に示す。事業予定地の西側、米子駅よりも西側にカフェ・喫茶店、スポーツジム、イベントホールが多く立地し、機能が充実しているが、事業予定地と米子駅東側の間には、上記の機能を有する施設は少ない。事業予定地南側の米子環状線沿いにコンビニエンスストアが数店立地している程度である。



図 3-8 事業予定地の周辺環境

(6) 関連施設の状況（利用状況等）

新体育館とあわせた一体管理を検討している関連施設について、その概要を以下に示す。

1) 関連施設の概要

関連施設の概要を表 3-13 に、立地状況を図 3-9 に示す。米子市では平成 18 年度から指定管理者制度を導入しており、複数の体育施設の包括管理を行っている。令和 3 年度からは、現在の指定管理者が市民体育館を含む米子市の体育施設 22 施設と 3 つの都市公園を一括で管理している。一部体育施設（皆生市民プール、湊山庭球場、日野川堰運動広場、大和運動公園広場）は別の指定管理者が管理している。県営東山水泳場についても指定管理者による管理が行われている。

表 3-13 関連施設の概要

No.	区分		施設名	設置者	建築(開場)年	延床(敷地)面積(m <sup>2</sup> )		
1	東山公園内施設	公園	東山公園※駅舎含む	米子市	昭和 44 年	232,656		
2		屋内	県営東山水泳場	鳥取県	昭和 58 年	4,429		
3		屋外	市民球場	米子市	平成 2 年	35,000		
4		屋外	陸上競技場	米子市	昭和 60 年	30,000		
5			東山庭球場	米子市	昭和 52 年	10,000		
6			東山球技場	米子市	昭和 59 年	13,074		
7			東山スポーツ広場	米子市	昭和 59 年	15,940		
8		屋内	市営弓道場	米子市	昭和 58 年	608		
9			東山体育館	米子市	平成 5 年	1,228		
10	地区体育館	屋内	湊山体育館	米子市	平成 4 年	1,251		
11			住吉体育館	米子市	平成 31 年	1,328		
12			加茂体育館	米子市	昭和 55 年	1,270		
13			福米体育館	米子市	昭和 63 年	1,251		
14			福生体育館	米子市	平成 2 年	1,251		
15			弓ヶ浜体育館	米子市	昭和 60 年	1,074		
16			美保体育館	米子市	昭和 61 年	1,251		
17			南部体育館	米子市	昭和 59 年	1,074		
18			箕蚊屋体育館	米子市	平成 4 年	1,251		
19			淀江体育館	米子市	昭和 59 年	3,227		
20			その他体育施設	屋内	皆生市民プール	米子市	昭和 55 年	5,006
21				屋内	淀江球場	米子市	昭和 60 年	15,220
22				屋外	淀江スポーツ広場	米子市	昭和 58 年	15,400
23	その他施設	屋外		加茂庭球場	米子市	昭和 56 年	1,947	
24				淀江庭球場	米子市	昭和 57 年	3,780	
25				湊山庭球場	米子市	昭和 26 年	5,267	
26				日野川運動公園 (日野川桜つつみ公園を含む)	米子市	昭和 49 年	81,792	
27				日野川堰運動広場	米子市	平成 7 年	12,251	
28				大和運動公園広場	米子市	平成 6 年	10,750	
29				河崎公園スポーツ広場	米子市	平成 18 年	9,477	
30				公園	河崎公園	米子市	昭和 55 年	9,477

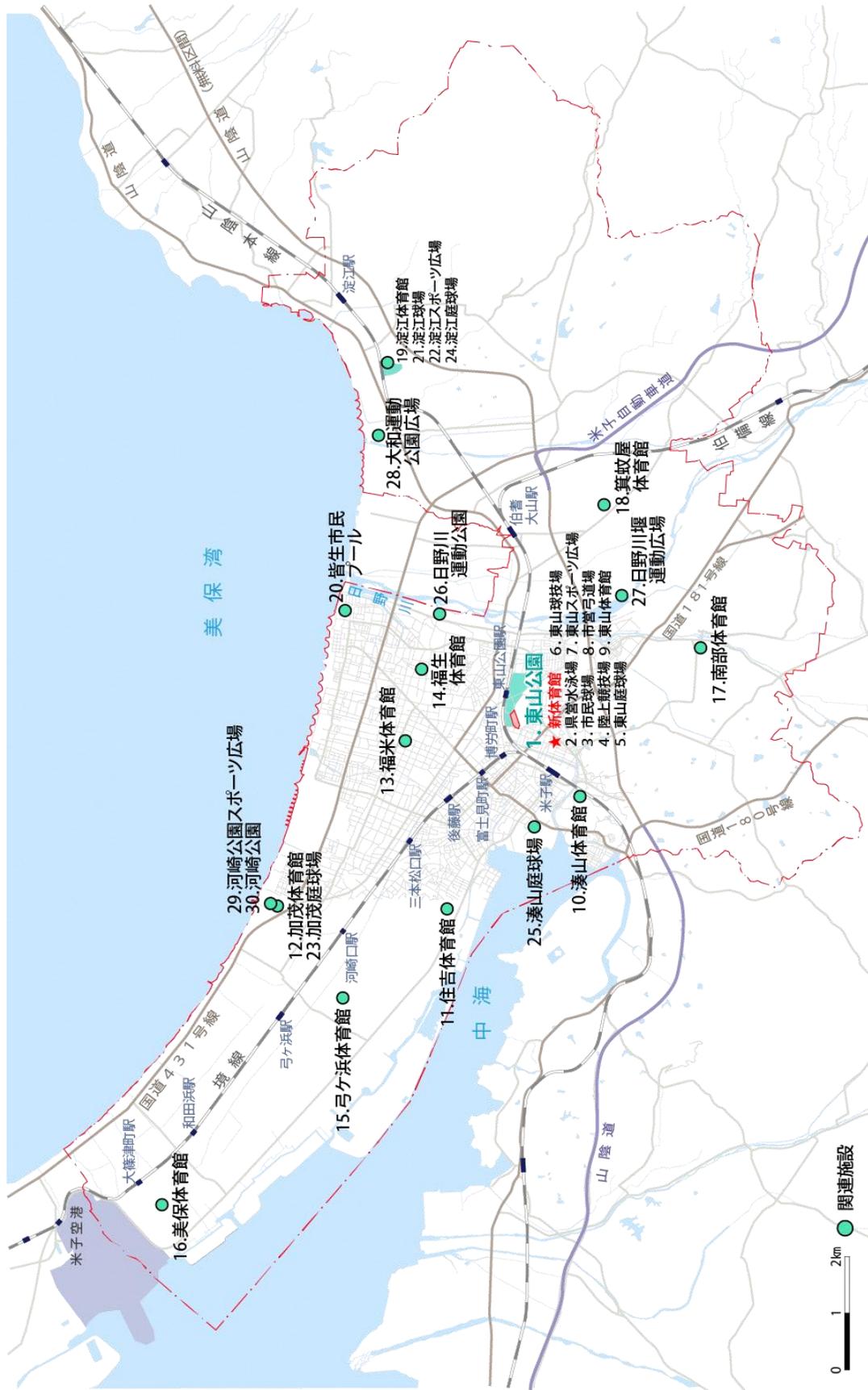


図 3-9 関連施設の立地状況

## 2) 利用者数

関連施設の利用者数の推移を表 3-14 に示す。利用者の合計は令和元年度にかけて増加していたが、新型コロナウイルスの影響もあり、令和 2 年度では減少している。

表 3-14 関連施設の利用者数の推移（人）

No.	施設名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
1	東山公園	—	—	—	—	—
2	県営東山水泳場	49,702	47,713	53,382	50,222	40,671
3	市民球場	25,489	22,717	22,932	26,040	20,449
4	陸上競技場	48,762	48,754	46,446	47,609	34,449
5	東山庭球場	49,194	40,436	45,736	43,036	35,661
6	東山球技場	7,281	6,806	6,203	6,786	5,836
7	東山スポーツ広場	25,616	23,118	21,840	20,768	15,922
8	市営弓道場	19,146	16,125	13,112	9,943	8,728
9	東山体育館	23,661	20,872	27,812	25,115	18,837
10	湊山体育館	19,416	19,390	20,293	19,577	16,441
11	住吉体育館	17,195	16,526	1,128	23,412	21,593
12	加茂体育館	10,187	17,933	20,865	20,592	17,450
13	福米体育館	16,337	15,379	17,834	18,966	16,272
14	福生体育館	21,139	20,729	23,860	24,100	19,033
15	弓ヶ浜体育館	14,192	13,486	14,968	13,244	11,609
16	美保体育館	12,912	12,218	13,119	12,432	10,517
17	南部体育館	16,265	16,470	14,440	15,830	12,767
18	箕蚊屋体育館	23,939	26,026	22,623	24,491	19,013
19	淀江体育館	27,589	26,991	29,631	29,496	24,370
20	皆生市民プール	84,464	86,351	94,394	91,328	74,416
21	淀江球場	11,782	6,906	8,084	7,756	4,757
22	淀江スポーツ広場	13,324	11,675	12,193	14,007	10,177
23	加茂庭球場	1,230	1,259	1,335	1,197	930
24	淀江庭球場	3,526	3,239	3,988	3,539	3,169
25	湊山庭球場	4,555	4,930	2,545	4,405	3,785
26	日野川運動公園	14,030	35,136	25,033	18,224	22,677
27	日野川堰運動広場	15,060	11,706	11,591	13,253	9,074
28	大和運動公園広場	3,755	3,621	4,467	4,760	4,198
29	河崎公園スポーツ広場	5,224	4,779	4,645	5,578	4,779
30	河崎公園	—	—	—	—	—
合計		582,526	581,291	584,499	595,706	487,580

※指定管理者による自主事業の利用者数を含む

### 3) 収入額

関連施設の収入額（利用料収入－減免額）の推移（千円）を表 3-15 に示す。東山公園内施設（市民体育館を除く 9 施設）の収入額の合計とその他体育施設（利用料収入のある 14 施設）の収入額の合計は概ね同額であったが、令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響により、主に皆生市民プールの収入が落ち込みその他体育施設の収入額の合計が減少している。

表 3-15 関連施設の収入額（利用料収入－減免額）の推移（千円）

No.	施設名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
1	東山公園	—	—	—	—	—
2	県営東山水泳場	18,802	19,920	20,866	19,901	19,170
3	市民球場	3,327	3,168	3,893	3,892	2,781
4	陸上競技場	340	430	386	295	143
5	東山庭球場	8,797	7,356	8,134	7,544	7,103
6	東山球技場	390	429	396	448	366
7	東山スポーツ広場	893	828	890	689	896
8	市営弓道場	849	811	763	682	613
9	東山体育館	1,446	1,313	1,305	1,403	1,261
10	湊山体育館	1,320	1,256	1,376	1,415	1,253
11	住吉体育館	1,205	1,173	94	1,398	1,324
12	加茂体育館	599	1,123	1,308	1,180	1,081
13	福米体育館	1,400	1,391	1,544	1,407	1,325
14	福生体育館	1,538	1,479	1,679	1,625	1,426
15	弓ヶ浜体育館	1,264	1,196	1,271	1,237	1,138
16	美保体育館	1,200	1,040	1,124	1,101	998
17	南部体育館	1,278	1,246	1,254	1,377	1,330
18	箕蚊屋体育館	1,435	1,397	1,435	1,585	1,426
19	淀江体育館	1,563	1,474	1,617	1,701	1,461
20	皆生市民プール	19,385	18,970	20,396	19,241	14,496
21	淀江球場	1,486	1,433	1,319	1,439	718
22	淀江スポーツ広場	288	373	474	478	383
23	加茂庭球場	0	0	0	0	0
24	淀江庭球場	0	0	5	0	0
25	湊山庭球場	3	0	0	0	0
26	日野川運動公園	0	0	0	0	0
27	日野川堰運動広場	0	0	0	0	0
28	大和運動公園広場	0	0	0	0	0
29	河崎公園スポーツ広場	271	283	260	291	242
30	河崎公園	—	—	—	—	—
東山公園内施設（1~9）		34,844	34,254	36,632	34,854	32,332
その他体育施設（10~30）		34,235	33,834	35,158	35,477	28,600
合計		69,079	68,088	71,790	70,331	60,932

※指定管理者による自主事業の収入を含む

#### 4) 指定管理料

関連施設の指定管理料の推移を表 3-16 に示す。東山公園内施設の収入額の合計とその他体育施設の指定管理料の合計は概ね同額で推移している。また、指定管理料の合計は年々増加している。

表 3-16 指定管理料の推移（千円）

※税込み

対象施設	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
東山公園内施設（1~9）	100,014	111,769	111,932	113,532	114,765
その他体育施設（10~30）	98,977	118,110	118,184	121,528	123,571
関連施設 合計	198,991	229,879	230,116	235,061	238,337
【参考】米子市民体育館	10,628	14,526	15,137	15,137	15,508
【参考】県立米子産業体育館	30,775	30,055	31,955	35,516	33,080
【参考】米子市営武道館	1,663	2,274	2,286	2,369	2,427

### 3-2 関連施設の状況整理

関連施設の各施設概要を以下に示す。

#### (1) 県営東山水泳場

所在地	米子市東山町 92 番地			
施設規模	建築面積：2,970.68 m <sup>2</sup> 延床面積：4,429.02 m <sup>2</sup>			
設置	昭和 58 年			
構造	鉄筋コンクリート造			
階数	2 階建て			
主な機能	25m プール、50m プール、飛込プール、観覧席、研修室、会議室			
駐車場	東山公園全体：687 台			
開館時間	25m プール 10 時～20 時 50m プール 6 月 15 日から 9 月 15 日 10 時から 17 時 7 月 20 日から 8 月 31 日 10 時から 18 時			
休館日	毎週水曜日、12 月 29 日～1 月 3 日			
管理運営体制	指定管理者制度を導入			
利用方法	個人利用：施設直接 専用利用：鳥取県営東山水泳使用許可申請書にて申込			
施設の状況				
利用料金	区分		単位	使用料
	個人利用	一般	1 人 1 回につき	550 円
		学生	1 人 1 回につき	330 円
		小中学生	1 人 1 回につき	220 円
		幼児	1 人 1 回につき	110 円
	専用利用	1 コース	1 時間につき	2,200 円
		全コース	1 回につき	44,000 円
	団体利用 (20 人以上)	一般	1 人 1 回につき	330 円
		学生	1 人 1 回につき	220 円
		小中学生	1 人 1 回につき	110 円
		幼児	1 人 1 回につき	60 円
	飛込専用利用		1 日につき	15,840 円
	回数券	一般	12 枚綴り	5,500 円
学生		12 枚綴り	3,300 円	
小中学生		12 枚綴り	2,200 円	

---

		幼児	12 枚綴り	1,100 円
	会議室	午前 10 時から正午	1 回につき	330 円
		正午から午後 5 時	1 回につき	650 円
		午後 5 時から閉館時間	1 回につき	500 円

## (2) 米子市民球場

所在地	米子市車尾 663 番地 1				
施設規模	敷地面積：35,000 m <sup>2</sup> 建築面積：6,473 m <sup>2</sup> （内野スタンド）、114 m <sup>2</sup> （スコアボード）				
設置	平成 2 年				
構造	内野スタンド：鉄骨鉄筋コンクリート造 スコアボード：鉄骨造				
階数	内野スタンド：4 階建 スコアボード：3 階建				
主な機能	観客席（収容 16,000 人）本部席、記者席、放送室、記録室、審判員室、室内ブルペン、事務室、会議室（2 室）、音響設備（一式）、更衣室、シャワー室（温水）、車椅子用スロープ、車椅子用観覧席、車椅子対応便所、便所				
駐車場	28 台（うち 8 台身体障がい者用）※東山公園全体：687 台				
開館時間	4 月から 11 月まで：午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで 12 月から 3 月まで：午前 9 時から午後 5 時まで				
休館日	12 月 29 日から 1 月 3 日まで （12 月から 3 月は芝生育成のためグラウンド使用不可）				
管理運営体制	指定管理者制度を導入				
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定				
施設の状況	 外観				
利用料金	項目	区分		使用料	
		グラウンド	入場料金を徴収しない場合	アマチュア	中学生以下
	スポーツ			一般	1 時間につき 1,810 円
	アマチュアスポーツ以外			1 時間につき 18,120 円	
	入場料金を徴収する場合		アマチュア	中学生以下	1 時間につき 1,810 円
			スポーツ	一般	1 時間につき 3,630 円
			アマチュアスポーツ以外		1 時間につき 36,250 円
	練習	アマチュア	中学生以下	1 時間につき 900 円	
		スポーツ	一般	1 時間につき 1,810 円	
アマチュアスポーツ以外		1 時間につき 18,120 円			
会議室・研修室			1 時間につき 270 円		

---

	更衣室・記者室・本部室・カメラ室 ・審判員休養室	1室1時間につき 130円
	記録室・審判員室・入場券販売室	1室1時間につき 60円
	放送室	1回につき 3,630円 (放送設備を含む料金)
	室内ブルペン	1室1時間につき 160円

### (3) 東山陸上競技場

所在地	米子市東山町 97 番地 1	
施設規模	敷地面積：30,000 m <sup>2</sup> 建築面積：1,567 m <sup>2</sup>	
設置	昭和 60 年	
構造	管理棟・観覧席・写真判定室：鉄骨鉄筋コンクリート造	
階数	2 階建	
主な機能	メインスタンド、サブスタンド、全天候トラック、幅跳・三段跳助走路、棒高跳助走路、走高跳助走路、写真判定装置、事務室、会議室、音響設備、便所（男・女、身体障がい者用有り）、更衣室（男・女）	
駐車場	東山公園全体：687 台	
開館時間	4 月から 11 月まで 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで 12 月から 3 月まで 午前 9 時から午後 6 時まで	
休館日	12 月 29 日から 1 月 3 日 改修工事：令和 3 年 10 月 7 日(木)～令和 4 年 3 月 31 日(木)	
管理運営体制	指定管理者制度を導入	
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定	
施設の状況		
利用料金	入場料金を徴収しない場合	1 時間につき 990 円
	入場料を徴収する場合	1 時間につき 19,800 円
	会議室	1 時間につき 160 円

#### (4) 東山庭球場

所在地	米子市車尾 776 番地 1	
施設規模	敷地面積：10,000 m <sup>2</sup> 建築面積：24 m <sup>2</sup> (本部席)、58.32 m <sup>2</sup> (更衣室・倉庫)、38.22 m <sup>2</sup> (便所)	
設置	昭和 52 年	
構造	更衣室及びシャワー室・倉庫・多機能型便所：鉄筋コンクリート造 本部席：鉄骨造トタン	
階数	平屋建て	
主な機能	コート 10 面、更衣室及びシャワー室、倉庫、多機能型便所、水飲・手洗場、壁打練習板 (2 面)、観覧席 (2,000 人) 等	
駐車場	東山公園全体：687 台	
開館時間	4 月から 11 月まで 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで 12 月から 3 月まで 午前 9 時から午後 5 時まで	
休館日	12 月 29 日から 1 月 3 日	
管理運営体制	指定管理者制度を導入	
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約 (県・市共通の利用システム) を導入予定	
施設の状況		
利用料金	1 面専用使用	1 時間につき 550 円 夜間照明設備を使用する場合：照明設備の使用時 1 時間 1 面につき+330 円

### (5) 東山球技場

所在地	米子市車尾 661 番地 1		
施設規模	敷地面積：13,074 m <sup>2</sup> 競技場部分：11,985 m <sup>2</sup> 建築面積：273 m <sup>2</sup>		
設置	昭和 59 年		
構造	メインスタンド管理棟：鉄筋コンクリート造		
階数	メインスタンド管理棟：2 階建て		
主な機能	芝生サッカー・ラグビー場（1 面）、観覧席（1,000 人うち固定席 500 人（芝生部分有り）、更衣室、シャワー室（温水）等		
駐車場	東山公園全体：687 台		
開館時間	6 月から 10 月まで：午前 8 時 30 分から午後 7 時まで 11 月から 12 月まで：午前 9 時から午後 5 時まで		
休館日	12 月 29 日から 1 月 3 日 12 月から 3 月は芝生育成のため、グラウンドは使用不可。		
管理運営体制	指定管理者制度を導入		
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定		
施設の状況			
利用料金	会議室		1 時間につき 160 円
	競技場 （専用使用）	中学生以下	1 時間につき 820 円
		一般	1 時間につき 1,650 円

## (6) 東山スポーツ広場

所在地	米子市車尾 639 番地 1	
施設規模	敷地面積：15,940.5 m <sup>2</sup>	
設置	昭和 59 年	
主な機能	ソフトボール場（2面）、多目的広場	
駐車場	東山公園全体：687 台	
開館時間	4 月から 11 月まで 日の出から午後 9 時 30 分まで 12 月から 3 月まで 日の出から日没まで	
休館日	無休	
管理運営体制	指定管理者制度を導入	
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定	
施設の状況		
利用料金	専用使用	無料 夜間照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき +2,750 円
	部分使用	無料 夜間照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき +1,370 円

### (7) 市営弓道場

所在地	米子市車尾 653 番地 1		
施設規模	敷地面積：1,993.172 m <sup>2</sup> 建築面積：608.46 m <sup>2</sup>		
設置	昭和 58 年		
構造	鉄骨造一部木造		
階数	平屋建て		
主な機能	近的 10 人立、シャッター、夜間照明設備、玄関ホール、控室、師範席、和室、湯沸室、器具庫兼管理人室、ロッカー室（男・女）及び便所（男・女）、矢取道、的場、看的表示板、屋外観覧席スペース、巻藁及び巻藁台及び弓立		
駐車場	東山公園全体：687 台		
開館時間	10 時～22 時		
休館日	水曜日・祝日の翌日、12 月 29 日～1 月 3 日		
管理運営体制	指定管理者制度を導入		
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定		
施設の状況			
利用料金	専用使用	1 時間につき 590 円	
	個人使用	高校生以下	1 回につき 70 円
			1 か月につき 710 円
			1 年（11 回まで）につき 710 円
	一般	1 回につき 150 円	
1 か月につき 1,520 円			
		1 年（11 回まで）につき 1,520 円	

### (8) 東山体育館

所在地	米子市東山町 92 番地	
施設規模	敷地面積：2,129.56 m <sup>2</sup> 延床面積：1,228.26 m <sup>2</sup>	
設置	平成 5 年	
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造	
階数	2 階建て	
主な機能	アリーナ、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室、車椅子スロープ	
駐車場	東山公園全体：687 台	
開館時間	9 時～22 時	
休館日	水曜日・祝日の翌日、12 月 29 日～1 月 3 日	
管理運営体制	指定管理者制度を導入	
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定	
施設の状況	 外観	
利用料金	専有使用	1 時間につき 330 円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき+220 円
	部分使用	1 時間につき 160 円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき+110 円

### (9) 湊山体育館

所在地	米子市大谷町 13 番地	
施設規模	敷地面積：4,645.86 m <sup>2</sup> 延床面積：1,250.66 m <sup>2</sup>	
設置	平成 3 年	
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造	
階数	2 階建て	
主な機能	アリーナ、器具庫、管理人室、便所（男・女、身体障がい者用有り）、更衣室（男・女）、休憩室、階段、2 階観覧席スペース及び車椅子スロープ	
駐車場	69 台	
開館時間	9 時～22 時	
休館日	月曜日・祝日の翌日、12 月 29 日～1 月 3 日	
管理運営体制	指定管理者制度を導入	
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定	
施設の状況	 <p style="text-align: center;">外観</p>	
利用料金	専有使用	1 時間につき 330 円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき+220 円
	部分使用	1 時間につき 160 円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき+110 円

(10) 住吉体育館

所在地	米子市旗ヶ崎七丁目 17 番 36 号	
施設規模	敷地面積：2,417.5 m <sup>2</sup> 延床面積：1,304.93 m <sup>2</sup>	
設置	平成 31 年	
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造	
階数	平屋建て	
主な機能	アリーナ、器具庫、管理人室、便所（男・女）、多目的トイレ、更衣室（男・女）及び車椅子スロープ、授乳室	
駐車場	33 台 隣接する住吉公民館の駐車場と共同利用	
開館時間	9 時～22 時	
休館日	月曜日・祝日の翌日、12 月 29 日～1 月 3 日	
管理運営体制	指定管理者制度を導入	
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定	
施設の状況	 外観	
利用料金	専有使用	1 時間につき 330 円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき+220 円
	部分使用	1 時間につき 160 円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき+110 円

(11) 加茂体育館

所在地	米子市河崎 3270 番地 2	
施設規模	敷地面積：3,415.71 m <sup>2</sup> 延床面積：1,264.7 m <sup>2</sup>	
設置	昭和 55 年	
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造	
階数	平屋建て一部 2 階建て	
主な機能	アリーナ、器具庫、管理人室、便所（男・女、身体障がい者用有り）、更衣室（男・女）、休憩室、階段、2 階観覧スペース及び車椅子スロープ	
駐車場	124 台	
開館時間	9 時～22 時	
休館日	月曜日・祝日の翌日、12 月 29 日～1 月 3 日	
管理運営体制	指定管理者制度を導入	
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定	
施設の状況	 外観	
利用料金	専有使用	1 時間につき 330 円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき+220 円
	部分使用	1 時間につき 160 円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき+110 円

(12) 福米体育館

所在地	米子市西福原 6 丁目 1 番 14 号	
施設規模	敷地面積：2,896.54 m <sup>2</sup> 延床面積：1,250.66 m <sup>2</sup>	
設置	昭和 63 年	
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造	
階数	2 階建て	
主な機能	アリーナ、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室、階段、2 階観覧席スペース及び車椅子スロープ	
駐車場	75 台	
開館時間	9 時～22 時	
休館日	月曜日・祝日の翌日、12 月 29 日～1 月 3 日	
管理運営体制	指定管理者制度を導入	
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定	
施設の状況	 <p style="text-align: center;">外観</p>	
利用料金	専有使用	1 時間につき 330 円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき+220 円
	部分使用	1 時間につき 160 円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき+110 円

(13) 福生体育館

所在地	米子市上福原2丁目1番10号	
施設規模	敷地面積：4,656.04 m <sup>2</sup> 延床面積：1,250.66 m <sup>2</sup>	
設置	平成2年	
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造	
階数	2階建て	
主な機能	アリーナ、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室、階段、2階観覧席スペース及び車椅子スロープ	
駐車場	55台	
開館時間	9時～22時	
休館日	月曜日・祝日の翌日、12月29日～1月3日	
管理運営体制	指定管理者制度を導入	
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和4年4月よりインターネット予約(県・市共通の利用システム)を導入予定	
施設の状況	 <p style="text-align: center;">外観</p>	
利用料金	専有使用	1時間につき330円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間30分につき+220円
	部分使用	1時間につき160円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間30分につき+110円

(14) 弓ヶ浜体育館

所在地	米子市夜見町 325 番地 10	
施設規模	敷地面積：3,849.86 m <sup>2</sup> 延床面積：1,073.8 m <sup>2</sup>	
設置	昭和 60 年	
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造	
階数	平屋建て	
主な機能	アリーナ、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室及び車椅子スロープ	
駐車場	63 台	
開館時間	9 時～22 時	
休館日	月曜日・祝日の翌日、12 月 29 日～1 月 3 日	
管理運営体制	指定管理者制度を導入	
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定	
施設の状況	 外観	
利用料金	専有使用	1 時間につき 330 円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき+220 円
	部分使用	1 時間につき 160 円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき+110 円

(15) 美保体育館

所在地	米子市大篠津町 3657 番地 7	
施設規模	敷地面積：3,122.96 m <sup>2</sup> 延床面積：1,250.66 m <sup>2</sup>	
設置	昭和 61 年	
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造	
階数	2 階建て	
主な機能	アリーナ、器具庫、管理人室、便所（男・女、身体障がい者用有）、更衣室（男・女）、休憩室、階段、2 階観覧席スペース及び車椅子スロープ	
駐車場	70 台	
開館時間	9 時～22 時	
休館日	月曜日・祝日の翌日、12 月 29 日～1 月 3 日	
管理運営体制	指定管理者制度を導入	
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定	
施設の状況	 外観	
利用料金	専有使用	1 時間につき 330 円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき+220 円
	部分使用	1 時間につき 160 円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき+110 円

(16) 南部体育館

所在地	米子市榎原 1449 番地 4	
施設規模	敷地面積：3,661.84 m <sup>2</sup> 延床面積：1,073.8 m <sup>2</sup>	
設置	昭和 59 年	
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造	
階数	平屋建て	
主な機能	アリーナ、器具庫、管理人室、便所（男・女、身体障がい者用有り）、更衣室（男・女）、休憩室及び車椅子スロープ	
駐車場	58 台（臨時駐車場 20～25 台）	
開館時間	9 時～22 時	
休館日	月曜日・祝日の翌日、12 月 29 日～1 月 3 日	
管理運営体制	指定管理者制度を導入	
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定	
施設の状況	 外観	
利用料金	専有使用	1 時間につき 330 円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき+220 円
	部分使用	1 時間につき 160 円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき+110 円

(17) 箕蚊屋体育館

所在地	米子市下新印 1057 番地 2	
施設規模	敷地面積：4,722.65 m <sup>2</sup> 延床面積：1,250.66 m <sup>2</sup>	
設置	平成 4 年	
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造	
階数	2 階建て	
主な機能	アリーナ、器具庫、管理人室、便所（男・女、身体障がい者用有り）、更衣室（男・女）、休憩室、階段、2 階観覧席スペース及び車椅子スロープ	
駐車場	105 台	
開館時間	9 時～22 時	
休館日	月曜日・祝日の翌日、12 月 29 日～1 月 3 日	
管理運営体制	指定管理者制度を導入	
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定	
施設の状況	 <p style="text-align: center;">外観</p>	
利用料金	専有使用	1 時間につき 330 円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき+220 円
	部分使用	1 時間につき 160 円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき+110 円

(18) 淀江体育館

所在地	米子市淀江町西原 805 番地		
施設規模	敷地面積：4,100 m <sup>2</sup> 延床面積：3,227 m <sup>2</sup>		
設置	昭和 59 年		
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造		
階数	一部 2 階建て		
主な機能	アリーナ、ステージ、トレーニング室（スペースのみ）、幼児室、会議室、シャワー室・ロッカー室（男・女）、玄関ホール・ロビー（談話コーナー）、相談室・事務室、器具庫、便所、物入れ、機械室、照明設備及び音響設備、ギャラリー室、ホール、観覧席		
駐車場	40 台		
開館時間	9 時～22 時		
休館日	月曜日、祝日の翌日、12 月 29 日から 1 月 3 日		
管理運営体制	指定管理者制度を導入		
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定		
施設の状況	 外観		
利用料金	会議室	大会議室	1 時間につき 380 円
		中会議室	1 時間につき 260 円
		小会議室	1 時間につき 120 円
	競技場	専用使用	1 時間につき 330 円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき+220 円
		部分使用	1 時間につき 160 円 照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき+110 円
	ギャラリー室	中学生以下	1 回につき 30 円
		高校生以上の学生・生徒	1 回につき 40 円
		一般	1 回につき 70 円

(19) 皆生市民プール

所在地	米子市皆生温泉 3 丁目 18-3						
施設規模	敷地面積：14,325 m <sup>2</sup> 延床面積：プール棟 2,102 m <sup>2</sup> 管理棟 1,414 m <sup>2</sup> トレーニング棟 1,490 m <sup>2</sup>						
設置	昭和 55 年						
構造	プール棟：鉄筋コンクリート造 管理棟：鉄筋コンクリート造 トレーニング棟：鉄骨鉄筋造						
階数	プール棟：2 階建 管理棟：2 階建 トレーニング棟：2 階建						
主な機能	プール棟：大プール、小プール、観覧席、管理室、監視員室、更衣室、シャワー室（男・女）、採暖室、体育館 管理棟：事務室、研修室 トレーニング棟：体育館						
駐車場	72 台（身障者用 4 台）						
開館時間	プール 10 月から 6 月まで：午前 10 時から午後 8 時まで 7 月から 9 月まで：午前 9 時 30 分から午後 8 時まで トレーニングホール 午前 9 時から午後 8 時						
休館日	水曜日、12 月 29 日から 1 月 3 日						
管理運営体制	指定管理者制度を導入						
利用方法	個人利用：施設直接 専用利用：電話予約						
施設の状況	 外観						
利用料金	プール						
			10月～6月	7月～9月		10月～6月 7月～9月	
	一般利用	幼児	無料	無料	回数券 (11枚綴り)	無料	無料
		小中学生	360 円	260 円		3,600 円	2,600 円
		高校・学生	560 円	400 円		5,600 円	4,000 円
一般		710 円	510 円	7,100 円		5,100 円	

	団体利用	幼児	無料	無料	(定期券 1か月)	無料	無料	
		小中学生	260円	200円		2,450円	1,680円	
		高校・学生	460円	300円		3,980円	2,750円	
		一般	560円	400円		5,040円	3,420円	
	専用利用		10月～6月	1コース 1時間につき 3,710円				
			7月～9月	1コース 1時間につき 2,600円				
	トレーニングホール							
	一般利用	小中学生	無料					
		高校・学生	無料					
		一般	1回につき 50円					
	専用利用	全面	260円					
		2/3面	150円					
		1/3面	80円					
1/2面		110円						

## (20) 淀江球場

所在地	米子市淀江町西原 822 番地 1		
施設規模	敷地面積：15,220 m <sup>2</sup> 建築面積：メインスタンド・管理棟・ダッグアウト 463.24 m <sup>2</sup>		
設置	昭和 60 年		
構造	内野スタンド：鉄筋コンクリート造 2 階建て スコアボード：鉄骨造 3 階建て		
階数	－		
主な機能	グラウンド、メインスタンド、管理棟、便所（男・女）		
駐車場	60 台		
開館時間	4 月から 11 月まで：午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで 12 月から 3 月まで：午前 9 時から午後 5 時まで		
休館日	12 月 29 日から 1 月 3 日		
管理運営体制	指定管理者制度を導入		
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定		
施設の状況			
利用料金	アマチュアスポーツ	中学生以下	1 時間につき 820 円
		一般	1 時間につき 1,650 円
	アマチュアスポーツ以外		1 時間につき 3,300 円

(21) 淀江スポーツ広場

所在地	米子市淀江町西原 789 番地	
施設規模	グラウンド部分：15,400 m <sup>2</sup> 管理棟部分：700 m <sup>2</sup>	
設置	昭和 58 年	
構造	管理棟：鉄筋コンクリート造	
階数	管理棟：平屋建て	
主な機能	多目的グラウンド、管理棟、トイレ（男・女）	
駐車場	100 台	
開館時間	4 月から 11 月まで：日の出から午後 9 時 30 分まで 12 月から 3 月まで：日の出から日没まで	
休館日	無休	
管理運営体制	指定管理者制度を導入	
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定	
施設の状況		
利用料金	専用使用	無料 夜間照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき +2,200 円
	部分使用	無料 夜間照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき +1,100 円

(22) 加茂庭球場

所在地	米子市河崎 3270 番地 2	
施設規模	敷地面積：1,947 m <sup>2</sup>	
設置	昭和 56 年	
主な機能	コート 2 面	
駐車場	124 台	
開館時間	午前 9 時から午後 5 時まで	
休館日	月曜日、祝日の翌日、12 月 29 日から 1 月 3 日	
管理運営体制	指定管理者制度を導入	
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定	
施設の状況		
利用料金	個人使用	無料
	専用利用	1 時間につき 220 円

### (23) 淀江庭球場

所在地	米子市淀江町西原 897 番地	
施設規模	敷地面積：3,780 m <sup>2</sup>	
設置	昭和 57 年	
主な機能	コート 4 面、壁打ち 1 面、観客席	
駐車場	40 台	
開館時間	5 月から 10 月まで：午前 8 時 30 分から午後 7 時まで 11 月から 4 月まで：午前 9 時から午後 5 時まで	
休館日	12 月 29 日から 1 月 3 日	
管理運営体制	指定管理者制度を導入	
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定	
施設の状況		
利用料金	個人使用	無料
	1 面専用使用	1 時間につき 220 円

## (24) 湊山庭球場

所在地	米子市久米町 215 番地	
施設規模	敷地面積：5,267 m <sup>2</sup> 建築面積：42.75 m <sup>2</sup> （更衣室）、19.83 m <sup>2</sup> （休憩舎）、32.90 m <sup>2</sup> （倉庫）	
設置	昭和 26 年	
構造	更衣室：木造 休憩舎：鉄骨造 倉庫：木造	
階数	平屋建て	
主な機能	コート 4 面、更衣室、倉庫、休憩舎、便所	
駐車場	約 15 台	
開館時間	5 月から 10 月：午前 8 時 30 分から午後 7 時 11 月から 4 月：午前 9 時から午後 5 時	
休館日	12 月 29 日から 1 月 3 日	
管理運営体制	指定管理者制度を導入	
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定	
施設の状況		
利用料金	個人使用	無料
	専用利用	1 時間につき 220 円

(25) 日野川運動公園(日野川桜つつみ公園を含む)

所在地	米子市車尾 7 丁目、上福原及び皆生 2 丁目地内
施設規模	敷地面積：81,792 m <sup>2</sup>
設置	昭和 49 年
主な機能	野球グラウンド 7 面（うち少年野球場 2 面）、サッカー・ラグビー場 2 面、多目的広場
駐車場	約 300 台
開館時間	日の出から日没まで
休館日	無休
管理運営体制	指定管理者制度を導入
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定
施設の状況	
利用料金	無料

## (26) 日野川堰運動広場

所在地	米子市古豊千地内
施設規模	敷地面積：12,251 m <sup>2</sup>
設置	平成7年
主な機能	グランドゴルフ場2面、便所
駐車場	約30台
開館時間	日の出から日没まで
休館日	無休
管理運営体制	指定管理者制度を導入
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和4年4月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定
施設の状況	
利用料金	無料

(27) 大和運動公園広場

所在地	米子市淀江町中間 1154 番地 1
施設規模	敷地面積：10,750 m <sup>2</sup>
設置	平成 6 年
主な機能	芝多目的グラウンド、屋外トイレ、児童遊具、パーゴラ、ベンチ、東屋
駐車場	25 台
開館時間	日の出から日没まで
休館日	無休
管理運営体制	指定管理者制度を導入
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定
施設の状況	
利用料金	無料

(28) 河崎公園スポーツ広場

所在地	米子市河崎 3333 番地 1
施設規模	敷地面積：9,477 m <sup>2</sup> （河崎公園総面積）
設置	平成 18 年（開園は昭和 55 年）
主な機能	グラウンド、便所、滑り台、ブランコ 4 連、砂場等
駐車場	124 台
開館時間	12 月から 3 月まで：日の出から日没まで 4 月から 11 月まで：日の出から午後 9 時 30 分まで
休館日	無休
管理運営体制	指定管理者制度を導入
利用方法	体育施設使用許可申請書にて申込 ※令和 4 年 4 月よりインターネット予約（県・市共通の利用システム）を導入予定
施設の状況	
利用料金	無料 夜間照明設備を使用する場合：照明設備の使用時間 30 分につき+580 円

---

### 3-3 本事業に関するこれまでの検討内容の確認

本節では、「鳥取県・米子市新体育館整備基本計画（令和3年4月策定）」の内容について整理する。この計画は、県・市が連携することにより、単独の自治体のみでは整備できない機能・規模を有する県西部地域のスポーツ拠点として新体育館を整備し、多様なニーズに柔軟に対応し、地域活性化に資する施設とすることを目指し策定したものである。

#### (1) 基本コンセプト

次に挙げる 3 つのテーマを基本コンセプトとした新体育館整備を行うこととしている。

- ① 年齢や障がいの有無を問わず誰もがスポーツに親しみ健康づくりに役立つ施設
  - ・ 地域の誰もが気軽にスポーツに親しむことのできる県西部地域の拠点施設としてスポーツ人口の拡大や競技力の向上に資する施設とする。
  - ・ 施設全体のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を充実させ、パラスポーツ等にも適した施設設計とすることにより、現在ではスポーツ参加率の比較的低い障がい者の方にも利用しやすく、障がいの有る人も無い人も同じ空間でスポーツを楽しむことのできる施設とする。
  - ・ 高齢者、ビジネスパーソンのスポーツ参加を促し、健康寿命の延伸、生活習慣病の予防に寄与する施設とする。
- ② スポーツをはじめとした交流人口の拡大を通じた地域活性化に資する施設
  - ・ 県西部地域の拠点スポーツ施設として必要なアリーナ・観客収容数を確保した施設とし、プロスポーツや全国規模の大会開催によるスポーツツーリズムの推進を図る。
  - ・ 市の玄関口である JR 米子駅からのアクセスの良さや海と山に囲まれた好立地を活かし、県外からの合宿受け入れ等によるスポーツ交流人口の拡大を促す。
- ③ 安心・安全なまちづくりに貢献する施設
  - ・ 地震や土砂災害など、大規模な災害の発生を想定し、有事には避難所や物資の供給拠点等として活用できるなど、地域の安全・安心な暮らしに貢献できる施設とする。

#### (2) 施設構成と機能

施設構成と機能について、以下のように示されている。

新体育館は、現状の米子産業体育館、市民体育館、市営武道館の施設構成及び機能を踏まえ、基本コンセプトに合致した県西部地域のスポーツ拠点として整備する。

施設のアクセスや移動、障がい者等への配慮については、「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ「鳥取県福祉のまちづくり条例」を遵守する。

延床面積は、10,000～11,000 m<sup>2</sup>程度を想定している。

さらに、PPP/PFI 手法により整備を行う場合には、事業者提案により、更なる機能の付加により、一層充実した機能を持つ施設となることが期待される。

このため、以下には、必要機能（必ず整備する機能）と提案機能（事業者の任意事業として付加する機能）の別に想定する施設機能を示す。

表 3-17 施設構成と機能

区別	想定面積	機能（必須とする内容）
メインアリーナ	2,750 m <sup>2</sup> (62×44)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハンドボール 2 面、バスケットボール 3 面、バレーボール 4 面、テニス 4 面、バドミントン 14 面</li> <li>観客席：2,000～3,000 席程度</li> </ul>
サブアリーナ	1,360 m <sup>2</sup> (40×34)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バスケットボール 2 面、バレーボール 2 面、テニス 2 面、バドミントン 8 面</li> <li>サブアリーナ単体でも大会が開催できる規模</li> </ul>
武道場	800 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柔道場・剣道場各 1 面（各 20m×20m）</li> <li>双方の競技実施が可能な施設</li> </ul>
会議室	300 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロスポーツ時はチーム控室としても活用できるようアリーナ周辺に複数配置</li> <li>・ イベント開催時は主催者控室等としても利用</li> <li>間仕切りの活用により、部屋を分割した利用形態が可能</li> </ul>
更衣室	300 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シャワー室を併設した更衣室</li> </ul>
医務室・授乳室・キッズスペース	75 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体調不良者や活動中の負傷者等の休息や処置する医務室、小さい子ども連れの方が利用しやすいように授乳室やキッズスペースを設置</li> </ul>
事務室	100 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設管理のための事務室</li> </ul>
共有スペース	設計時に検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エントランスホールや通路、階段、エレベーター、トイレ等のスペース</li> <li>（共有スペースを除く全体の面積の 30～40%程度の面積を想定）</li> </ul>
駐車場	設計時に検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設周辺に新体育館供用開始時点で、可能な範囲で大会開催や日常的な利用に必要な平面駐車スペース</li> <li>・ 障がい者や高齢者の利用に配慮したハートフル駐車場については、必要な台数を確保するとともに、施設入口まで移動しやすい場所に設置</li> </ul>
防災機能	設計時に検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メインアリーナは災害時の物資集積拠点としても活用できるように、10t トラックが直接搬入できる進入路を確保</li> <li>災害の種類によっては、避難所としても活用できるように、非常用発電装置を設置し、電力供給が断たれた場合にも一定の間、施設利用が可能に</li> </ul>
提案機能	事業者募集時に提案	事業者の任意事業として付加する機能 (例示)

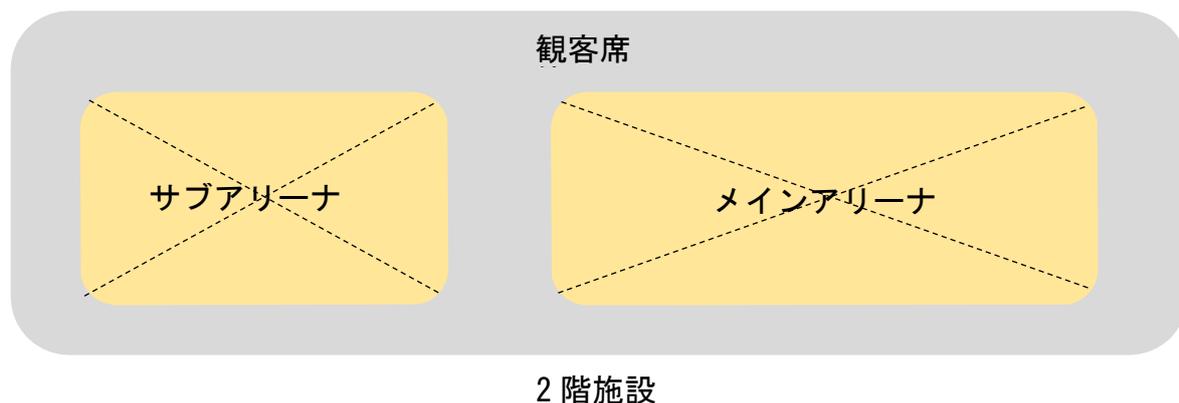
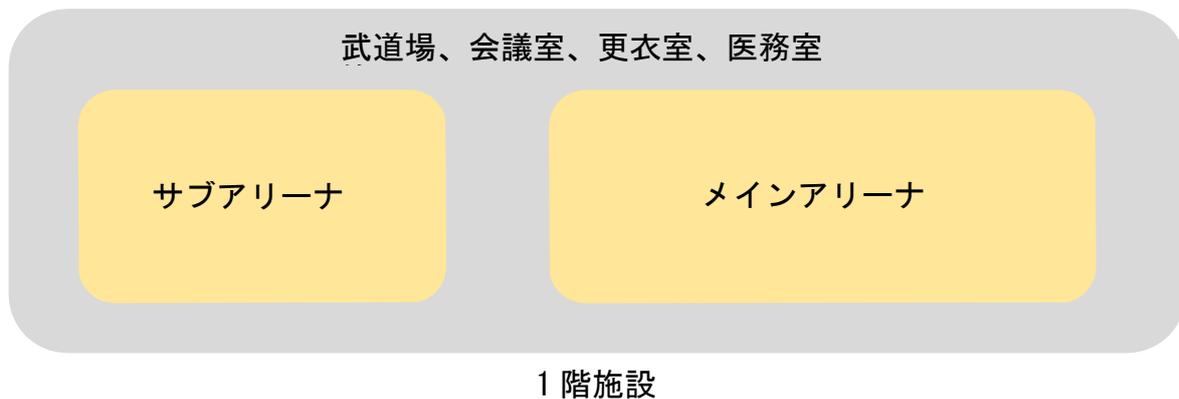
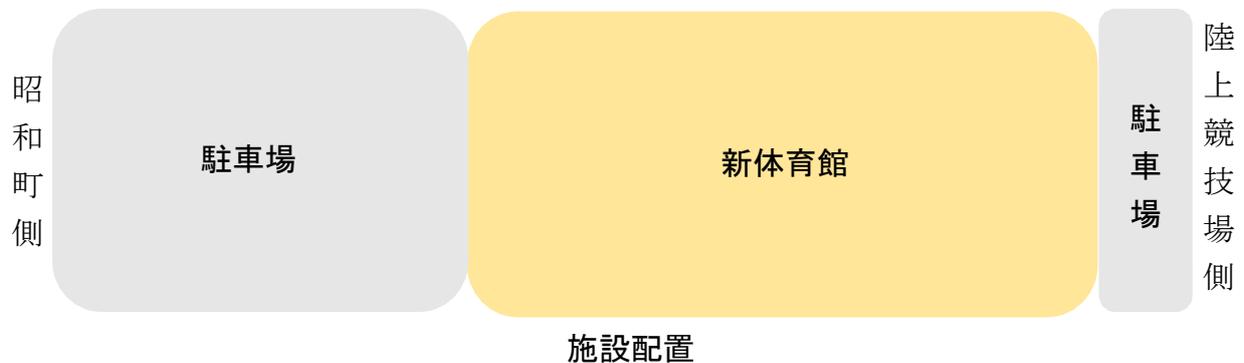
区別	想定面積	機能（必須とする内容）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>①ランニングコース</li> <li>②多目的スペース（室内スポーツ教室、小規模な展示など、幅広い用途に利用可能なスペース）</li> <li>③レストラン、カフェ等飲食施設機能</li> <li>④スポーツグッズ等の物販施設機能</li> <li>⑤トレーニングジム</li> <li>⑥コンサート等の大型イベント対応機能</li> </ul>

### (3) 施設基本計画

施設基本計画の中で、全体配置イメージについて以下のように示されている。

#### 全体配置イメージ

新体育館の全体配置は、以下に示すとおり想定しているが、PPP/PFI 手法により事業者提案に基づき決定し、整備を行う。



### (4) 施設整備において配慮すべき事項

施設整備において、以下の配慮事項が示されている。

#### ① スポーツ環境への配慮

照明については、屋内競技に必要な照度を確保するとともに、競技に影響が出ないよう、設置位置等に配慮する。

---

また、全館に空調設備（冷暖房設備）と換気設備を設ける。各部屋別の稼働や温度調整ができるようにするなど、省エネルギーや経済性に配慮する。

## ② 障がい者スポーツへの配慮

新体育館では、段差の解消、スロープやエレベーターの設置等、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを推進し、高齢者や障がい者の方にも十分に配慮した人にやさしい施設とする。

また、車いすバスケットボール、車いすラグビー、シッティングバレーボールなどパラスポーツに対応し、障がい者スポーツを支える施設環境を整える。

## ③ 防災への配慮

新体育館は、災害時に物資集積拠点や指定緊急避難場所・指定避難所として使用することを想定し、トラックの搬入口や非常用発電機の導入など、防災拠点としての機能を確保する。

---

### 3-4 PPP/PFI 手法による事業化に向けた条件・検討課題の検討

#### (1) 利用形態を踏まえた施設機能の検討

##### 1) 体育目的利用と体育目的外利用

統合する既存体育館について、市民体育館（稼働率は約 78%）は、体育目的約 98%、体育目的以外約 2%、米子産業体育館（稼働率は大体育館約 85%、小体育館約 82%）は、体育目的約 90%、体育目的以外約 10%の利用である。

市民体育館では、大きな大会については年度前に調整会議を行い、その後、利用区分に応じて利用申請期間を変えて対応しており、利用に支障が生じている状態ではない。しかし、今後は米子産業体育館の利用需要も賄うことになり、新体育館の稼働率は高まることが想定される。その中で、米子産業体育館で行われている展示会利用など商業利用の機能をどのように受け入れるのかを検討しておく必要がある。

##### 2) 障がい者利用、プロスポーツ利用

基本計画では、「施設全体のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を充実させ、パラスポーツ等にも適した施設設計とすることにより、現在ではスポーツ参加率の比較的低い障がい者の方にも利用しやすく、障がいの有る人も無い人も同じ空間でスポーツを楽しむことのできる施設とする」とある。本施設は障がい者専用アリーナとすることまでは想定していないが、障がい者との共生社会の実現に力を入れる鳥取県としてどのようなパラスポーツに対応したアリーナとすべきか、施設整備にも影響するところであり、明確化しておく必要がある。

また、「県西部地域の拠点スポーツ施設として必要なアリーナ・観客収容数を確保した施設とし、プロスポーツや全国規模の大会開催によるスポーツツーリズムの推進を図る」とある。プロスポーツの受け入れには施設要件があるため、誘致するプロスポーツを明示する必要がある。

#### (2) 利用料金の設定

施設利用料金について、現状、市民体育館と米子産業体育館で料金体系が異なるため、新体育館についての利用料金の検討が必要である。新体育館においても事業者の使用料設定の提案を求める場合は、条例で定める金額の検討も必要となる。

※市民体育館の現状の使用料は、米子市体育施設条例で定める使用料の金額の範囲内において、指定管理者が市の承認を受けて定めるものとしているが、現状の使用料は条例での上限となっている。

※米子産業体育館においては、上限料金は定めず、指定管理者の提案を県が承認し、料金の告示を行う事としている。

また、一般の個人使用は市民体育館・米子産業体育館とも安価な設定になっているため、他自治体の同規模・同機能の体育館の利用料金も参考にしながら、上限価格設定の検討が必要であると考えられる。

---

### (3) 管理範囲の検討

米子市では、市内の体育施設・都市公園に指定管理者制度を導入しており、市民体育館は、東山公園内及び市内の体育施設とともに一体的に管理運営が行われている。新体育館を整備した場合の管理運営範囲について、各施設の状況・立地を考慮し、また、事業者の意向も参考にしながら検討が必要である。